

平成15年度第2回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日 時 : 平成15年7月18日(金) 午後1時30分から午後5時10分まで
場 所 : 宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員 : 森杉 壽芳 部会長 田中 仁 副部会長 遠藤 勝彦 委員
長田 洋子 委員 加藤 徹 委員 高橋 千代恵 委員
徳永 幸之 委員 沼倉 雅枝 委員 両角 和夫 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから「平成15年度第2回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会」を開催させていただきます。

本日は、行政評価委員会公共事業評価部会委員として9名の先生方にご出席いただき、行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、岡田委員につきましては、本日、所用のため欠席なされております。

ここでお手元のマイク的使用方法についてご説明申し上げます。

前回にもご説明いたしましたが、ご発言の際には、マイク右下にありますスイッチをONにしてお話ください。また、ご発言が終わりましたら、そのスイッチをOFFにさせていただきますようお願いいたします。ご面倒をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。

森杉部会長、よろしくお願いいたします。

森杉部会長 それでは、これより会議に入ります。

まず、議事録署名委員をお願いしたいと思います。

お二人要りますが、今回は、沼倉委員と両角委員のお二人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてですが、当会議は公開とします。

傍聴に際しましては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要項」に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、次第2の議事に入ります。

お手元にありますように、四つの議事があります。

(1)「県民意見の提出状況について」、事務局から報告をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、事務局の方からご報告をさせていただきます。

県民意見の提出状況についてご説明をさせていただきます。

資料1でもって説明をさせていただきます。

県民意見聴取という性格についてご説明させていただきますと、まず、宮城県の行政評価制度は、県民参加型ということを特徴の一つとしております。

そこで、評価条例の9条で「知事は、評価に当たっては、県民の意見を聴いて、その意見を評価に適切に反映させるものとする。」という条項がございます。

そういうわけで、県が作り出した評価調書、この前の部会、第1、第2分科会でお示した調書でございますが、これを公表いたしました。

それとともに、県民から意見を募集いたしました。

その結果、3件の意見が出されております。

提出された意見の概要についてご説明をさせていただきます。

一つは、一般県道出島線出島バイパス整備事業についての意見がございます。

意見の概要でございますが、「出島バイパスは、架橋を前提に施工されています。ここで、バイパスの関係ですが、このままのペースでいくと六、七年かかって、架橋はいつのことかわからない、については、バイパスは10メートル幅員となっているけれども、この幅員を工夫してもらって、早期に完了することをお願いしたい。」ということでございます。

そして、「島民の生活環境というものは、本土と比べて比較にはなりません。再評価、これを継続するかしないかの対象になったことさえ甚だ遺憾だと思います。審議においては、離島という環境を十分考慮して審議をお願いしたい。」という内容でございます。

次に、加瀬沼公園整備事業について意見がございました。

これについては、提案という形で出ておりますが、事業の評価の手法についてでございます。

3段階に分かれておりますが、「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」を用いないということであれば、その理由を書いてはいかがですかということなのです。

それから、「それぞれ便益を個々に算定して加算する際に、これこれの理由からダブルカウントが避けられているんですよということを明記してはいかがか。それは、調書を読むと、幾つかの機能を重複評価している可能性があるからです。」ということなのです。

もう1点は、「現時点では、大規模公園のB/Cマニュアル手法はまだ十分に洗練されていない様子なので、難しい点もあると思うが、皆様の工夫で宮城らしい公園が開園されることを希望します。」というふうな内容です。

次に、3点目でございますが、JR仙石線の多賀城地区の連続立体交差事業についてでございます。

これも大きくは三つに分かれております。

一つは、「この周辺の渋滞解消については、遮断機と信号を連動させて交通を誘導すれば、有効ではないかと思われます。」という提案でございます。

「特に、東田中踏切とか、踏切の渋滞の発生というのは、通勤時間帯とか帰宅時間帯にあるんですが、進行方向に向かって踏切の手前側がよく渋滞しております。」ということでございます。

もう1点、「高架化については、高架構造物を与える圧迫感を避けるべきであり、代替案を検討する必要がある。」とまとめさせていただきましたが、意味がちょっと違うかもしれませんので、原案を読ませていただきます。

このくだりにはこう書いてあります。

「高架化を避ける代替案を検討する必要性は、高架構造物を与える圧迫感にあります。」原案はこういうふうになっています。

「高架について、代替案を検討する必要性というのは、圧迫感、高架にすることによる景観の圧迫にあります。」ということの前提で意見が述べられております。

「中心市街地の形成には、人々が集い、憩うことのできる空間が必要です。いわゆる、人々が集い憩えるような仕掛けがあってこそ景観は生きてくるのではないのでしょうか。」という提案でございます。

次に、3点目でございますが、「高架化をしない場合については、区画整理事業の集積度を高めることが必要です。その場合に、幹線道路と生活道路を別々にとっていきますか、それぞれ、自動車の速度制限をしたり、適切な駐車場所を確保したり、それから、生活

道路には徒歩で入れるようにしたり、そういうふうな区別が必要ではないでしょうか。そしてまた、この辺では集合住宅の建設については議論は進んでいるようだけれども、近隣型商業集積の意義については理解が熟していないことがうかがえるので、住民、商店街の方々とともに考えていく必要があるのではないですか。」という、この3点の意見が出ております。

これらの意見に対する、県の方からの見解についてまとめておりますので、私の方から簡単にイメージだけご説明いたします。

「出島バイパスの整備事業につきましては、24年度の完了を目指しております。ただ、道路幅員の関係については、道路構造令によって最低限のものなのですけれども、今後とも、コスト縮減等を考えながら、早期完了に努めてまいります。」ということでございます。

次に、加瀬沼公園事業の費用対効果分析手法についてでございますけれども、「費用対効果の利用価値算出は、港湾緑地プロジェクトというガイドラインと大規模公園費用対効果分析手法マニュアルの二つを用いて、分析を行いました。利用価値算出については、評価の重複はしていないというふうに考えております。」ということでございます。

次に、JR仙石線多賀城地区の立体交差の件でございますが、前段は、「この踏切と信号を連動したらいいんじゃないかというご提案だけれども、1時間に30分、遮断回数が13回もあり、それだけでは抜本的な解消にはならないのではないか。」という意見でございます。

それから、都市景観については、「確かにそうなので、今後、高架施設の中心となる駅舎のデザインを検討し、それから高架下の土地利用についても検討していくことにしています。また、商店街の関係でございますが、商店とか地元の方々でもって「多賀城駅周辺まちづくり協議会」というものをつくっておりますので、これらの中で検討するというようにしておりますし、県としては、地域の方々からの早期完成の要望にこたえられるよう事業を進めてまいります。」という見解でございます。

県民からいただいた意見につきましては、この内容についてまず公表します。

その後、県がこれについてどう対応するか、いわゆる評価した反映状況についても、反映された段階で公表するというふうな段取りになっております。

以上でございます。

森杉部会長 ここでは何を審議しますか。

はい、どうぞ、お願いします。

行政評価室長 ここでお示しさせていただいたのは、審議の中でこの県民の意見も参考にさせていただきたいという趣旨もあって、県民意見聴取をいたしました。

そこで、ここに報告させていただいたものでございます。

森杉部会長 わかりました。

ということですが、ご意見ございますか。よろしいですか。

これは今から決めることなんですが、一応、1番と2番につきましては、道路関係ですから、第2分科会の方で詳細審査をしようということが原案の中に入っています。

そういうわけで、そこで詳細審査の可能性があります。

それから、3番ですが、これは問題がないから詳細審査はしないかということに決めていました。

ですが、こういうお話ですから、詳細審査をやることにしてはどうかと思っている次第です。

そういうことでして、もしも、3番目のプロジェクトを詳細審査の対象にしますと、問題提起されたことに対するプロジェクトと、それから県側の対応につきましては、詳細審査の中ですべて議論できるということになりますが、そんな形でいかがでしょうか。

よろしいですか。はい、じゃそうさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議事の(2)番目にいきます。

今度は、それぞれの分科会の詳細審議事業の選定と、それから、その他の審議事業の内容です。

まずは、第1分科会の方からお願いいたします。田中先生、お願いいたします。

田中副部長 それでは、第1分科会の審議結果についてご報告します。

私どもの分科会では、河川関係、海岸関係、それからダム、砂防等、農業・農村について審議を行いまして、そのすべての事業は資料2の頭のページに出ています。

その(1)のところがございます事業が詳細審議をすべきと判断した事業でありまして、河川関係では三つ、それから海岸関係一つ、ダム関係二つ、経営体育成基盤整備事業一つということになります。

残りの19事業につきましては、事業継続とした県の評価を妥当と判断しております。以上です。

森杉部長 大変長い時間をかけてご審査をいただいたと思いますが、まずは、そうすると、ご提案いただいております資料2の、詳細審議をすべきと判断した事業は七つが対象で、その他は問題点がないと思われるので、県の評価であります継続という形にしたと、こういうお話でございます。

ご意見をいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

事前にこういうことできましようということを決めておりますが、今からまた変えましようということもあり得ますが、よろしゅうございますか。(「はい」の声あり) じゃ、ありがとうございました。

田中先生、そういえば、大体どんな判断基準でこの事業を選んだのかということも、少しお願いします。

田中副部長 そうですね、それでは、ちょっと概略をお話しさせていただきます。

まず、事務局の方からいろいろ資料をいただいて、要再評価度の中で、イエローとかホワイトとか、いろんな数字が出ていたわけですけども、全体的な印象としましては、数値の高いものについては、委員の中からいろいろ疑問点が出てきて、結果的には、点数が際立っている事業が、ほとんど選ばれたというような感じになっております。

あと、一つ、調書番号でいうと10番の坂元川の事業なんですけれども、これは特に点数が高いということではないんですが、第2分科会の方から後ほどお話がございまして、道路事業との合併事業という形になっていきますので、それとあわせて審議しましようという趣旨で選ばれております。以上です。

森杉部長 はい、ありがとうございました。

よろしゅうございますか。では、万が一問題点があるような場合は、今から第2分科会の報告をいたしますので、その後でもまたもう一度戻ってくださいというお話をいただいても結構ですが、当面、第1分科会のご提案は、一応、承認するという形にして

おきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございました。

それでは、今の第1分科会のご報告どおり、7事業を詳細審議、その他の19事業については事業継続を妥当とすると、こういうふうに決定いたします。

では、次に、議事(3)であります。第2分科会報告に基づく審議ですが、この審議結果につきましては、私の方からご報告いたします。

資料3に「第2分科会の審議結果について」と載せております。

その資料3の審議結果のところ、詳細審議をすべきと判断した事業は、以下の4点であります。事業名がそこにありますように4点であります。

先ほど県民の方から意見をいただいた事業は、3番目の出島バイパスと、4番目の加瀬沼です。

第1分科会の方からコメントをいただいたものは2番目の坂元道路改良です。

それから、事業継続として県の評価を妥当した事項は、お手元の2番に書いてあるとおりです。

基本的に大きな問題はないと思っておりましたが、一番下の調査番号38番、JR仙石線多賀城地区連続立体交差事業、これが先ほどの県民の方から意見をいただいた事業です。

したがって、現在の状況では、私の意見は、原案は4個の詳細審議を行うということなのですが、これに加えて、一番下にあります連続立体交差事業も詳細審議の対象にしたいと、こんなふうに思っています。

これが当方から申し上げたい提案です。

それぞれのプロジェクトとして詳細審議をやるべきかどうかということにつきましての判定の理由は、基本的に、先ほど田中先生がおっしゃったことと同じですが、あえて少し追加的に言えば、例えば、国道108号線のバイパスですが、遅れはあるんですけども、B/Cが低いんですね、それで、一種の山岳道路でありまして、いろいろと苦労があるということでもありますので、詳細審議といたしました。

坂元道路につきましては、河川事業との共同であるということです。

出島バイパスですが、ある程度事業も遅れてはおりますが、半分完成しつつあるという状況であることと、それから離島という特殊事情ではあります。事業効率が0.4と非常に悪い、これらから、継続かどうかということの判定を丁寧に審査する必要があるだろうと、こんなふうに判定いたしました。

加瀬沼は、今後の地区の整備計画につきましていろいろ意見がありましたので、これは詳細審議が必要といたしました。

最後に、多賀城市につきましての連続立交は、先ほど申し上げたとおりであります。

というわけで、合計5事業を詳細審議、残りの8事業は事業継続としたいと思います。いかがでしょう。

よろしいですね。やりましょうという方でピックアップする方はいいんですが、やめましょうということをやると、後でまた、議論になりますから、さっさとやった方が早いと思いますので、そういう感じで、この段階で採択しましょうということによろしゅうございますね。

田中副部長

私が先ほど報告した、資料の2の審議をやる事業の19番ですね、これは括弧して仙台市、多賀城市と書いてあるのは、これは違いますよね。

2件の海岸関係が出ていて、多賀城の方はやらないで、残りの巨理の方をやることになっています。多分、これは地名だけが違っているのかなと思うんです。そうですね。

(「はい」の声あり)間違ってますよね、これね。

森 杉 部 会 長 間違っていますか。どういうふうになるんですか。

田中副部長 仙台市と多賀城市を消していただいて、亶理町になります。

森 杉 部 会 長 はい、わかりました。調査番号19ですね。(仙台市、多賀城市)と書いてあるのが間違いで、(亶理町)とすると、わかりました。ありがとうございました。

それでは、これで議事3までいきました。

それでは、ただいまから、長時間をかけて、詳細審議をいただく事業につきましてのご説明をいただきます。これは議事4です。

県から順番にご説明いただきます。分科会の先生方からはもう既に聞いたというふうにお話があるかも知れませんが、一方で、そのときに、いいコメントをいただいておりますので、そのコメントも連動した格好で事務局の方からご説明いただきます。そういうところにつきましては、特にご注意のほどをお願いしたいと思います。

それでは、そういう形でご説明いただこうと思っております。

途中休憩を挟みますが、長丁場で、恐らくは3時間程度かかるという予定でありますので、まことに申しわけございませんが、ご容赦のほどをお願いしたいと思います。

では、お願いいたします。

河 川 課 長 河川課長の岩見と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、初めに1番、広域基幹 迫川河川改修事業について説明させていただきますが、その前に、きょう追加資料でお配りしました参考資料-1があると思うんですが、お手元にありますか。

まず、こちらで、河川の計画、すなわち、今回、評価の対象となっている計画というのはどういうものなのかということを中心に簡単に説明させていただきます。

川はもともと流れております自然公物でございます。生命・財産を守る目的、治水の目的、ほかにも利水だとか環境保全という目的もありますが、そういった目的から、計画的に目標とする安全度を目指して事業を着実にやっていくという責任を有しておりますが、河川事業の特色としましては、国家百年の計と申しますとおり、昭和初期からずっと事業をやっていて、まだ半ばといえますが、完成にはまだまだ時間がかかるというように、非常に時間を要する、期間を要するというのが特色でございます。

今お手元の参考資料-1、これまでの計画制度と新しい計画制度に分かれておりますが、左上の工事実施基本計画というのは、河川の、先ほど国家百年の計と申し上げましたけれども、将来的に、行政側が責任を持って確保すべき安全度をどこに定めるかとした場合に、これは、流域での被害状況や資産、人口の状況等によっても変わりますが、例えば、50年に一度の洪水に対して安全度を確保しますと、そういった計画を立てます。これは、場所によって、都市部でしたら100年といったふうになりますし、それほど被害がないというところでしたら最低限10年に一度の洪水に対して守れるとか、そういうふうには安全度の差はありますが、そういった工事実施基本計画というものをつくっております。

工事実施基本計画というのは水系ごとに定めるものでございまして、本編自体はそんなに細かいところまでないんですけれども、河川の全体計画というのは、下の方にございますが、これは川ごとに事業メニューを張りつけて、どこまで将来計画に向けて整備

をしていくかというものでございます。

ですから、計画規模としましては50年に一度だとか100年に一度だとかといった単位になります。

一番下の河川改修事業は、まさに、これは当面、年度年度でどこまで詰めていくかという具体の事業でございます。

こういったスパンの違いによっていろんな段階がございますが、平成9年に河川法が改正されまして、工事実施基本計画につきましては、河川整備基本方針という形で策定しようということになりました。

これにつきましては、現在、策定の作業の途上でございまして、1級水系4水系についてまだできておりません。

2級河川で唯一、伊里前川というところで策定ができていただけでございまして、今、順次その検討を進めている段階です。

それから、もう一つ、下の方にあります河川整備計画と申しますのは、基本方針は、先ほど言いましたように、100年後とかといった長期スパンでございますが、河川整備計画の場合、おおむね二、三十年後にどこまで整備を高めるかということ、地域の方々の意見も聞きながら定めようということ、安全度のレベルでいきますと、30年に一度とか20年に一度とかといったレベルになりますけれども、そういったものを策定することになっております。

いずれにしても、これは今、流域委員会等、委員会で意見をいただきながら進めているところでございまして、これも作業途上でございます。

今回の再評価の調書に載せてございます計画は何を対象にしているかといいますと、左側の真ん中、河川全体計画、川ごとの将来目標について、今回、事業の対象としております。

ですから、性格としましては非常に時間のかかる計画になっていると、実際、もうちょっとタイムスパンの短いもので評価すべきではないかというご意見もあろうかと思いますが、今回はこういうものを載せております。

次のページを開いていただきますと、先ほど申し上げました、新しい制度の中での河川整備基本方針、河川整備計画の策定状況の一覧でございます。

簡単に申し上げますと、河川整備計画につきましては、水系ごとをさらに30ブロックに県内を分けておりまして、そこで地域の方々の意見も聞きながら定めるということで、順次、委員会を何回か開催して議論をしている最中でございまして、現在のところ、先ほど言いました伊里前川、それから鳴瀬川水系の多田川、それと、今月、北上川水系の北上川1ブロックと申しまして下流の方でございますけれども、その3カ所の整備計画がやっとできたというところでございまして、その他については今検討途上でございます。

ここまでが前段でございまして、それでは、具体のご説明をさせていただきます。

迫川河川改修事業でございますが、迫川水系の概略図は、今説明申し上げました参考資料-1の3ページにございますので、こちらをごらんになりながら聞いていただくとわかりやすいかと思います。

迫川は、宮城県の中でも最も大きな河川でございまして、流域面積で913km²ということで、県土面積の約16%を占めております。

河川の延長でいきまして、名取川、鳴瀬川、江合川よりも長い87,000kmを有しております。

ほとんどが低平地でございまして、34%は氾濫区域となっております。ここににつきましては、昔から洪水の常襲地帯でございましたが、上流のダム群、それから中流域の

いわゆる遊水地、それと河道改修を組み合わせ、将来目標としては、100年に一度の確率規模に対応した計画となっております。

先ほどの参考資料の図を見ていただくとわかりますとおり、迫川は旧北上川に合流しまして、下流が石巻となっております。

ですから、石巻の方に負担をかけないような形で、できるだけ上流、中流で洪水調節を行うということにしておりまして、一迫川本川、それから二迫川、三迫川と分かれていますけれども、上流にそれぞれダムが張りついております。

それから、今申しあげました3川が合流して大林地点になります。

この大林地点より上流については、計画規模は70分の1でございます。

それから下流は100分の1になるわけですが、下流にいきまして左岸側に、水の流れる方向を見て左岸側になりますけれども、南谷地遊水地、これは既に完成しております。昭和32年に完成しております。

それから、今建設中の長沼ダム、これは、迫川から導水路を通じて今の長沼の方に水を入れまして、そして洪水を調節します。

本川のピークの水位が下がってから、長沼の水をまた本川に戻すということで、いわゆるダムといいながら遊水機能があるわけですが、そういったものをつくっております。

それから迫川堤防の築堤、それから掘削等の事業をやっております。

それから、旧迫川というのがございまして、そこには蕪栗沼遊水地がございます。

これも平成12年度に完成しておりますが、この蕪栗沼遊水地の洪水調節を経て、旧迫川からまた旧北上川の方に合流すると、こういう概要になっております。

それで、また調書の方に戻りまして、過去の災害としましては、平成4年から13年までの間に計18回受けております。

平成14年、去年につきましては、台風6号による被害で、迫川水系で6カ所破堤しております。

具体的に申し上げますと、二迫川で4カ所、それから支川になりますけれども、南谷地遊水地のつけ根のところから合流しております夏川の上流の田町川、それから、伊豆沼の上流の照越川も破堤をしております。

全部で6カ所破堤しておりました。

それから、迫川本川につきましても、水位が過去最高記録を更新いたしました。

そういったことから、迫川につきましてはまだまだ治水安全度が低い状況になっております。

事業としましては、先ほど言いましたが、上流のダム、中流の遊水地、それから河道改修ということで、それぞれ事業を行っております。

補助事業でございまして、補助率は2分の1でございます。

大規模分は10分の5.5になっておりますけれども、これは蕪栗沼遊水地に係るもので既に終わっております。

次のページを開けていただきまして、事業採択としましては、昭和15年度から中小河川でやっております。

その後、ご存じのとおり、昭和22年のカスリン台風、23年アイオン台風、それから25年洪水と、大きな洪水を経験しまして、計画を変更しまして、現在のメニューになっております。

全体事業費としましては、5年前の再評価の委員会的时候には1,043.6億円ということで事業を出しておりますが、今回変更いたしております。

全体事業費1,616億円となっております。

5年間でなぜこんなに事業費がふえたのかと申し上げますと、変更状況とその要因というのを下の方に書いておりますが、今回は、事業費の積み上げとしまして、迫川本川そのものにかかわるものだけを計上しておりましたが、支川単独は別途なんです、迫川の水位が上がることによって支川に影響を受ける部分があります。

いわゆる背水、あるいはバックウオーターと呼んでおりますけれども、そういった本川の水位の影響を受けるところにつきましては、本川と合わせて堤防の高さを整えたり、あるいは水門をつくったりして、本川の水が支川に及ばないようにしたりします。

その事業費が抜けておりましたので、これはやはり迫川本川に付随する事業として整理した方がいいでしょうということで、その分を加えたため、1,616億円というふうに加えてございます。

完成予定年度は平成50年ということになっております。

全体進捗率、用地買収進捗率、工事進捗率はここに書いてあるとおりでございます、全体が非常に大きなものでございますので、まだまだ残っている分がございます。

それから、築堤の状況としましては、先ほど3川が合流すると言いましたけれども、その上流につきましては、迫川本川、いわゆる一迫川の右岸堤と三迫川の左岸堤、つまり、外側を囲むような形で堤防が概成しております。

それから、先ほど申しましたように、南谷地遊水地は昭和32年度に完成、大規模分といいますのは蕪栗沼の遊水地でございますが、これは平成12年度に概成しております。

事業はそういうふうに進捗しております。

現在のところ、長沼ダムの完成に合わせて河道の方の整備、築堤、掘削、それと、一部堤防がやせて断面が足らなくて危ない危険箇所がありますので、迫町のあたりでございますが、そのあたりの堤防の強化等を今鋭意進めているところでございます。

次のページにいきまして、現在の治水安全度としましては、評価しますと約8分の1、いわゆる8年に1回の洪水に耐えられるような規模でしかございませんが、長沼ダムが平成24年完成予定でございますが、それに合わせて河道改修も行いますと、30分の1まで安全度は確保される見通しでございます。

それから、生態系、景観への影響でございますが、特に支川の荒川上流の伊豆沼、内沼については、ラムサール条約の指定地でもございますし、いろいろ渡り鳥等も来ております。

そういった環境にあるということ等から、周りの自然景観にも配慮しながら事業を進めているところでございます。

あと、下の方の代替案の可能性の検討でございますけれども、先ほど申しましたように、下流に石巻市を擁しているため、流下量の制限を受けます。

ですから、今の上流のダム群、中流の遊水地案が一番最良の案というふうに考えているところでございます。

それから、めくっていただきまして、5ページになりますが、費用対効果は治水経済マニュアルに基づきまして算出しておりますが、現在の価値に換算した今までの建設費と将来の維持費も含めまして事業総費用を出しております。

それに対して、事業の効果につきましては、年平均被害軽減期待額を出しまして、それを確率年ごとの洪水に算出するわけですが、それを最終的に年平均ということで足し合わせまして184億ということで、その結果、B/Cとしては2.35という値が出てございます。

あとは、参考で付けておりますが、例えば、8ページでございましたら、赤で書いている部分が、今、事業を進めているところでございます。

例えば、下流工区でしたら、河川の中の、堤防はほぼ完成しているんですけども、まだ掘削等が残っているところがありますので、このあたりも掘削を進めております。

現在のところ、まだ河道が整備されていないため、中流域での排水機場、ポンプ場はあるわけですが、計画の水位にいく前にポンプを停止してくださいという、いわゆる排水制限をかけている区間でございますので、そういった意味からも、河道の整備は着々と進めていく必要があると思っております。

9ページが前回の評価以降の事業の実績でございますが、特に下流部分での河道掘削や築堤についてやっております。

それから、支川の荒川につきましては、仮屋水門で先ほどいいました背水、バックウオーターをとめるわけですが、仮屋水門までの区間は、本川との一体的事業としまして、今、築堤のための用地補償あるいは建物移転補償等を進めているところでございます。

それから、次の10ページ、蕪栗沼遊水地は、平成10年から12年にかけて、黄色表示をしている遊水地の周りの周囲堤等について整備をしまして、12年に完成しているということでございます。

それから、11ページは、本川の一部、黄色で書かれている部分でございますが、例えば、迫町の中心部を流れているところ、狭窄部といって川が細くなっているところでございますけれども、ここにつきましては、特殊堤といいまして、擁壁、いわゆるパラペット堤というやつでございますけれども、壁を建てるような形での整備をやってございます。

12ページは支川の荒川でございますが、ちょっと見にくいですが、迫川本川が左の方、これは下から上の方に流れておりますのでちょっと角度が逆転しておりますが、仮屋水門というのが荒川のすぐ下流のところにあると思っておりますが、ここで閉め切ることになっております。

ですから、ここから下流が迫川本川絡みの事業としまして用地補償等を、黄色で塗っているところ、ちょっとわかりにくいですが、そこを進めているところでございます。

それから、13ページ、今後やっていく箇所としまして、まず下流工区につきましては、河道掘削、築堤を促進するという。それから、米山町のところに河川防災ステーションというのをつくって、水防活動の資材の備蓄だとか、いろんなことができるよということ、これは地元調整が伴いますので、それを進めているところでございます。

それから、佐沼工区は、右岸堤がやせ堤となっておりますので、ここの堤防強化を図るということでございます。

それから、三方島工区というのは、佐沼工区よりさらに上流、迫の本川と導水路で分派するところでございますが、長沼ダムの完成する平成24年に合わせまして河道の開削を促進するという予定になってございます。

14ページ、15ページは、赤色区間、赤色表示のところを今後やっていくという区間でございます。

最後に、16ページに全体計画の流量配分とつけてありますが、3川合流の大林地帯から下流は100分の1、それから上流は70分の1の規模で整備をするということでやってございます。

それから、分科会のおきに出された意見でございますが、「昭和15年からやっているのに進捗率がなかなか上がりませんね」ということと、「長沼ダム完成までに30分の1まで安全度を上げるということですが、その後、100分の1までどのように事業が進んでいくのか」と、「進捗率、乖離率が悪い理由は何ですか」ということなんですが、回答としましては、まず昭和15年につきましては、今の全体事業とはメニ

ューが異なります。河川の一部を改修するというのでやっておりましたので、全体事業費の見直しが変わっております。

実際、昭和15年から事業は続いているんですけども、15年から始めた事業についてはそれなりの進捗であったんですけども、その後、先ほど言いましたように、大きな台風が来まして、事業メニューを見直したこともありまして、つまり、分母がふえていったために進捗率がなかなか上がらないと、結果的にはそういう状況になっております。

それから、30分の1から100分の1まででございますけれども、上流のダム群等でこれから計画上位置づけられているものもございます。

先ほど言いましたように、下流に制限があるため、上流の施設ができることによって、河道の幅は一緒なんですけれども、30分の1から将来100分の1まで上げていくという計画になっております。

進捗率、乖離率が悪い理由としましては、先ほど言いましたように、全体事業費、分母の方がふえたためにそういうふうになっているということでございます。

説明は以上でございます。

森 杉 部 会 長 はい、ありがとうございました。

それでは、きょうは、審査するのではなくて、お聞きいただきまして、調査に質疑応答をお願いしたいと思っております。仮審議があってももちろん構いませんが、基本的には質疑応答をいただくというものです。

徳 永 委 員 非常に大規模な事業計画ですので、ただいまの説明では私はほとんど理解できていないんですが、ご説明がありましたとおり、全体に、この事業区間といいますかね、これをどう考えるかというのは、真剣に考え直さないといけないんじゃないかなと、今聞いてつくづく思ったんですけども。

そもそも、理念はわかるわけなんですけど、昭和15年のときからその事業を継続するわけではないわけですよ。

実質、途中で何遍も見直しをされて、ですから、その時点でもうゼロクリアはかかっていると考えた方が自然なのではないかと、だから、事業、ここを改修するんだということ自体は継続しているかもしれないけれども、個々の事業については、一たんゼロクリアされているのではないかなと思うんですよ。

そういう中で、15年の全体計画をもとに進捗率とかと出しても、全然意味のない数字を出しているだけではないかというふうに思うんですね。

私は河川の方はよくわかりませんが、言ってみれば、道路では、全国の高速道路ネットワークを全部一緒に議論してくださいとか、あるいは、仙台市の都市計画道路をすべて一括して議論してくださいと言われていたような感じを受けたんですね。

そういう意味で、個々の事業についてということではないんですが、評価の仕方はやはり考え直す必要があるのではないかなと思っていて、今ちょっと見ていたら、参考資料で、今後10年の計画に対するの評価といいますか、そういうのもつけておられたようなんですが、そういうやり方の方が妥当なのかなと、あくまでも感想ですが、そんな気がいたしました。

森 杉 部 会 長 ありがとうございます。

これは長い間の課題ですよ。

何度も問題提起が出されているんですけど、当局の方も苦慮しておられるようでありま

して、難しい問題であります、しかし、私もやっぱりそう思うんですね、少なくとも、この説明はわかりにくいですね。

こういうパターンでは、できるだけ事業を分けて審議や審査や説明などがあるといいんじゃないかと思っています。

徳永委員 短く切ってしまうと、その部分だけだと、なかなか便益が上がらないというような、そういう逆の、マイナスの面も出てくるなというのも十分わかって、特に、道路などではそれで散々苦労しているような気がするんですが、そういうのも含めて、ちょっとそこら辺の考え方を整理しておく必要はあるんだろうなというふうには感じています。

森杉部会長 この問題は、これに集中して議論する必要があるかもわかりませんが、1回、と思いますが、しかし、ぜひ考えてみてくださいませんか、難しいかもしれませんが。

ほかにどうぞ。

いいですか、この問題は。

意外とすんなりしているな、いいですか、次にいきますよ、また戻るかもしれませんが。

それでは、ご説明どうもありがとうございました。

次のプロジェクトに行きます。お願いいたします。

河川課長 それでは、引き続きまして、広域基幹 坂元川河川改修事業、これは先ほどありましたとおり道路とも絡むんですけれども、まず川の方から説明させていただきます。

再評価調書の坂元川河川改修事業をごらんになっていただきたいと思います。

山元町でございますが、まず5ページに事業位置図がございますので、見ていただきたいと思います。

山元町を太平洋側の方に抜けている坂元川がございまして、支川に戸花川というのがございます。

戸花川が左方向から合流して海の方に注ぐというふうになっております。

現在、坂元川改修事業につきましては、流下能力が計画流量の30%でございまして、これをおおむね50分の1程度まで上げたいということで、今、築堤、河道掘削、河積拡大等をしております。

それで、資料の9ページをごらんになっていただきたいと思うんですけれども、9ページは、実は、先ほどの図と比べて上下が逆転しております。上の方が南、太平洋が左側の方に書いてあるので逆転しておりますが、坂元川本川、国道6号線からの下流、黒っぽい表示のところにつきましては、改修が終わっているところでございます。

それから上流、緑色の部分は今後改修が残っている区間でございまして、今、国道橋から上流についての河川改修をやっております。

それから、この上流の左岸側、図でいきますと下側の堤防について道路と兼用堤ということで、道路の方も改良を伴う、拡幅をするということでございまして、ここは共同事業で今進めているところでございます。

県道角田山元線というのがありまして、ちょっと見にくいですが、現在は、右の方から来まして、川を渡って、そして坂元橋のところからまた出てくるという形になっているんですけれども、それを、川を渡らずにずっと左岸側を県道が通るというような形で、堤防とあわせて整備を行うということになっております。

それから、もう一つ、支川の戸花川でございますけれども、10ページをごらんになっていただきたいと思いますが、戸花川につきましては、ほとんど緑色、つまり、これ

から事業をやるところでございます。

今までは本川の国道橋までに集中的に投資しておりましたので、今後は、支川の戸花川とその上流の方でございますが、戸花川につきましては、6ページをごらんになっていただくとわかります。

6ページの図の下の方でございますけれども、戸花川は平成12年に浸水しております。

鉄道橋から上流の左岸側が浸水しておりまして、地元からも早く事業をやってくださいという要望が非常に強いところございまして、ここにつきまして事業を進めているところでございます。

調書の1ページに戻りますが、全体事業費としましては70.2億ということで、これについては変更はございません。

ただし、昭和47年からやっているんですが、完成予定年度が平成30年だったのが、今の事業費、財政上の制約等もありまして、そういったことを考えますと、10年延びまして平成40年を完成年度と見込んでございます。

それから、事業につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、特に、道路との兼用堤のところは、平成6年から平成22年を完成目標としまして、互いにアロケーション、事業を負担しましてやっているところでございます。

先ほど申し上げました国道橋から上流の方に大川橋というのがあるんですが、その区間で申し上げますと、河川については負担割合が38.3%となっております。

それから、調書の3ページにいきまして、生態系、景観への影響ということでございますが、ここにつきましては、農村部を流れる川でございまして、周辺環境に配慮しながらやっていくということで、護岸、いわゆるコンクリートブロック護岸が必要な場合も、接続ブロックの上に覆土等をしながら、自然環境に調和させながら完成を目指しております。

写真でいきますと、7ページをごらんになっていただきたいと思いますけれども、景観上、こういうところをコンクリートで固めるのはどうかということもありまして、7ページの上の方の坂元川工区を見ますと、写真の方から向かって向こう側の方に左岸側築堤、堤防が建設されているのかわかると思いますけれども、そういうのがずっと延びてくるわけでございますが、周囲の環境にも配慮しながら整備を進めているところでございます。

今後の話でございますが、図面で申し上げますと、12ページ、坂元川本川につきましては橋梁の架け替え等がございます。

川幅を広げますので、橋を架け替えるということで、それから、左岸側、図でいきますと下の方になりますけれども、そこに用地がありますので、この用地を今後進めながらいきたいと。

それから、12ページの標準断面図の赤いところが今後やっていくところですが、左側の方に非常に大きな赤の塗りつぶしがありますけれども、ここが道路と一体化している兼用堤、互いに効用を兼ねている部分でございます。

それから、13ページが支川の戸花川でございますが、ここにつきましても川幅を広げて断面を大きくするというので、今後事業を進めていくということにしております。

あと、分科会の方で意見が出されたものでございますけれども、概略審議内容・結果の整理表というのが配られていると思うんですが、10番の坂元川河川改修事業でございますけれども、アロケーションの負担割合は、先ほど申し上げましたとおり、道路分が61.7%、河川分が38.3%、それから、海の方でございますけれども、河口閉塞対策は実施されているのかということなんですけれども、河口部には水門がございます

が、一部、土砂が貯まることがありますけれども、そこは、随時、現場を確認しながら維持管理をしていくということで、適切に管理をしている状況でございます。

水害状況につきましては、近年では、平成12年の戸花川の越水被害がございました。

それから、自然環境に配慮した対策を考えてくださいということで、先ほど申し上げましたように、景観、生態系に配慮しているんですが、遊水地的な対策ができないのかというご意見もありました。

遊水地につきましては、河川側からいいますと、意図的に積極的に河川を守るために水を引き込むわけでございますので、地元には大きな影響も及ぼします。

ですから、遊水地につきましては、地元と十分調整を図る必要があると思っております、現在のところ、堤防の拡幅案が地元にとっても一番よろしいのではないかと考えているところでございます。

説明は以上です。

森杉部会長 今の話では、概略審議内容の2ページの方にあります件は、よろしゅうございますか。概略審議内容・結果の整理表という資料の、10番の坂元川についてのご説明をいただいているんですが、1ページの部分についてはご説明をいただきましたが、2ページの部分に……。

河川課長 済みません。先ほどと内容的には実は重複するんですけれども、戸花川があふれたということで、それについては、平成12年の被災のときに補正予算で対応していますということと、景観、生態系、周りの環境にも配慮して現況をできるだけ残してほしいというご意見がありましたので、それは配慮して実施していきたいというふうなことでございます。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。
どうしましょう。道路の方も一緒にご説明いただくと、この案件はうまく整理できると思いますので、続けて道路の方のご説明をいただけますか。

道路建設課長 道路建設課の三浦でございます。
再評価調査ナンバー30番をお願いいたします。
主要地方道角田山元線の坂元道路改良事業でございます。
角田山元線につきましては、国道113号の角田市中心部を起点にいたしまして、国道6号の山元町中心部まで、県の東南部を横断的に連絡する15.5キロの幹線道路でございます。

当対象区間につきましては、11ページを見ていただきたいと思います。11ページの坂元の市街地の中をクランク状に赤い線で書いてあるAルートが現道でございます。これが狭い道路、かつ、商店街等が、人家が連たんしているようなところでございまして、現道拡幅がなかなか困難であり、交通に難儀しているところであるということから、小さなバイパスといいますが、坂元川の方にバイパスをつくって、障害となっている町の通過を回避しながら交通を確保しようと、こういうような道路改良でございまして、当然、川に係る部分につきましては河川事業と共同施工するというものでございます。

事業内容につきましては、延長で1,500m、全体事業費としまして13.5億ほどというようなことでございます。負担率につきましては、先ほど河川課長から述べたとおりでございます。

事業につきましては、平成6年から22年を目標にしまして、現在の全体の進捗率は54.1%というところでございます。

平成14年度現在で約7割の用地が完了している状況で、残りの用地買収も含めまして、これは目標を平成18年度ぐらいいまでかかると踏んでございますが、それを完了させて、19年度以降、工事着手を図るといような大ざっぱな計画で進めているところでございます。

2ページに移りまして、事業の進捗状況でございますが、全体事業費の変更がございます。

これは、現地の基礎地盤が軟弱なことだとか、いろんな補償費の増額といったことから、約1.5億ほど当初より増大してございます。

いろいろ難航した用地がございまして、当初計画より約4年間おくられているというような状況でございますが、先ほど申し上げましたように、18年度ぐらいい見込みが立つというところでございまして、今後は順調な進捗が見込まれるというふうに踏んでいるところでございます。

それから、地元の情勢につきましてここに記述してございますが、当路線につきましては、角田市と山元町を結ぶ幹線道路であるが、当該工区が交通上の隘路となっているために、地元山元町の交通の確保の観点から、改良を強く要望されている状況でございます。

また、坂元川の改修工事と合併施工を行いますので、治水安全度の向上と一体的に交通も解消していくと、そんなような計画でございます。

比較案につきましては、先ほど示した11ページにあるところでございますが、現道拡幅案が極めて困難であるということで、バイパス案になったものでございます。

河川との合併施工によりまして、用地が競合するようなところは二人でやれるというようなことで、そういったこと等をあわせまして、大体7,000万ほどのコスト縮減を現在まで図っているというところでございます。

それから、3ページにございますように、現下の交通量は1,828台、これは平成11年のセンサスデータでございますが、これを平成22年の供用開始時に際しましては2,121台と読み込んでございます。

これらをもとにしまして、新しいバイパスの方のスピード化と、それから交通量を勘案しますと、費用対効果につきましては、1.55というような算定になってございます。

それで、委員会の方から出された意見につきましては、資料3の第2分科会の審議結果についての3ページに出てございます。

3ページの上段でございますが、坂元川の問題はどうかという、河川についてのご質問がありました。

それから歩道計画は、現在、一方は歩道、要するに、住宅側を歩道、それから、河川側は河川の方の管理用通路というような振り分け方で考えているところでございます。

B/Cが少し低いのではないかとご指摘もございました。

いずれにしても、旧道はなかなか解消できないということと、距離が比較的短く交通量が少なくて、なかなか数字が出てこないというようなことで、でも、1.55というのは、それなりの評価ができるものであろうというふうに考えてございます。

調書に載せております6ページ以降のいろんな現況の写真につきましては、現在工事を予定している坂元川の堤防沿いの道の写真でございまして、委員会の方からは、現在の町の中はどうなっているんだというお話がございましたので、ご用意いたしましたのが、参考資料の2に、角田山元線の状況についての写真を載せてございます。

1ページから4ページまでそれぞれ写真がございますが、歩道が無く、センターラインが引けない道路になってございます。

それから、極めて住家が密集連たんしているというような状況でございまして、少なくとも、大型等の車がなかなかすれ違いにくいという状況が見て感じられるかと思えます。以上でございます。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。

この両プロジェクトと一緒にご説明いただきました。いずれのことにしても結構でございますので、ご指摘、ご意見をいただきたいと思えます。

加藤委員 用地の買収の進捗率71.3%で、残りがまだ29%ぐらいあるわけですね。

これについては、用地買収が済んでいる部分というのは、虫食いのつながらない形なんでしょうか。

というのは、それが終わらないと、工事着工にまだ入らないという状況なものですから、教えていただければと思うんですけども。

道路建設課長 具体の現地の用地買収の状況でございますが、実は、これは型押し的に次々に買っているという状況ではなくて、じつは、虫食いの残っているところもあるということでございます。

それと、もう一つは、ただし、その方たちも平成18年度までには大体目星がついたというのはどういうことかと申しますと、おおむね現地での妥結の見込みはついていますが、予算が追いつかないということで、あと数年かかると、こういうようなイメージでございます。

加藤委員 はい、ありがとうございます。

徳永委員 2点あるんですが、まず一つは、河川の管理用通路ということなんですが、これが一体どういうふうに使われているのかと、要するに、たしかここは歩道部分をそれに当てていたかと思うんですが、それはちゃんと舗装していないとだめなものか、あるいは歩道じゃないとだめなものかですね、車道でもいいのかどうかというあたりについてちょっとお聞きしたいというのが1点と、それから、もう1点は、ここの交通量なんですが、残念ながら、平成6年からはかなり減っているように思われるんですが、それに対して、22年には増えますよと言っていることについて、何か追加説明等がございましたらお願いしたいんですが。

河川課長 河川管理用通路の考え方でございますけれども、河川の適正な管理のために、いわゆる巡視、パトロールをします。

これは車で見て回る、場合によっては、車をとめて歩いて詳細を見る場合もありますけれども、そのときに車で回ります。

ですから、車の幅、普通の堤防の天端の幅も車が乗り入れできるようになっていると思うんですけども、そういった幅を確保しております。

堤防の安全度、モグラ穴とかがないのかとか、あるいは不法投棄がないのかとか、そういったことを点検するための管理といいますか、そういうことをやってございます。

道路建設課長 交通量の話でございますが、基本的に、平成11年度から将来に向けての伸びといい

ますのは、個別路線型での伸び率を設定しているものではございません。東北地方なら東北地方一帯としてのある伸び率がございまして、国道も県道もすべて同率のもので適用しているといえますか、伸び率を算定しているものでございます。

それから、昔から比べると一部下がったような部分があるとかというお話でございしますが、完成した暁には、新しい立派な道路ということで、平成11年度のセンサスより以上は確実にふえるのであろうというふうに考えているところでございます。現況は、こういう町の中で極めて通りにくい隘路であるという状況からしまして、新しいバイパスができますと、それなりの交通量の伸びは考えていいのではないのかと、そんなふうに発想してございます。

森杉部会長 問題があるんじゃないですかね、やっぱり。

確かに、プロジェクトとしては、この写真を見ますと、とにかく何か要るなという感じはしますよね。

現在の便益の計算の仕方はこういう状況をうまく反映していないんですよ、それは事実なんですよ、マニュアルとして。

だから、こういうときは特別扱いで、定性的にでも、トラックは乗せるべきではないとか、そういうことを強調されることによって、この効果は過小評価していますよというようなことがあってしかるべきだと思いますし、我々もそういう審査をすべきだろうと、こんなふうに思っている次第です。

ですが、全体の一律の値を使い回すのはちょっとやめましょうよ、それは問題があると思いますよ。

道路建設課長 補足説明させていただきますと、確かに、徳永先生の言われるとおり、平成6年と平成11年では交通量が減っている客観データが出ているわけですが、いずれ、微小区間でいろんな変動がございすけれども、平成9年と平成11年とを比べますと5%ぐらいふえているという状況もありますので、そういう波がいろいろとある中で推定しなければならないという状況でございます。

森杉部会長 そういうデータを少し出しましょう、交通量に関しては、大きな問題になっていまして、いろんなところで問題になっていますから、バックアップデータとして時系列を出して、それで、ある程度、おかしい数字ではないという形のをチェックすることにしませんか。

一つそういうことをやりましょう。

この場合は、ここは河川の方も便益が小さいんですよ、便益が小さいというとおかしいけれども。両方とも総体的に投資効率が悪いんですよ、通常と比べて。どうということなんですかね。

河川課長 河川についてB/Cが1.7ということで、ほかの河川と比べると総体的にここは小さく出ていますが、これは、坂元川について、構造物が非常に多いということでございます。構造物にお金がかかりますので、実は、完成している防潮水門とか導流堤とか、そういうのも入れておりますし、JR等もありますし、結果的に全体事業費が高くなっているのが原因でございます。

森杉部会長 はい、わかりました。

沼倉委員 構造物ということで、ここの図面だと、橋の間隔なんですけれども、これは今ある橋をということなんです。狭いところは結構並んであるような感じがしているんですが、どのような形でご検討されたか、教えてください。

河川課長 基本的には、現在ある橋でございます。
橋をかけかえるときに、例えば、橋自体の機能を大きくするような場合は、統合して、つまり、橋の本数を減らしてするということがありますけれども、現状でかかっているところを、河川の幅を広げるために、保障といいますか、現況機能を確保しながらということが原則になります。
あと、地元の方の生活道路あるいはまちづくりとも絡みますので、ここについては、現況のものをそのまままたかけかえるといいますか、そういった思想でやっております。

沼倉委員 それは、統合する必要等はないというような検討をされた上でということですか。

河川課長 はい。地元の生活を考えますと、この今の案でいかにざるを得ないと思っております。

沼倉委員 ちなみに、一番間隔が狭いところはどのくらい距離があいているんでしょうか。

河川課長 今、ちょっと資料がございませんので、次回お答えしたいと思います。

徳永委員 関連して、ついでに幅員とかも全部教えていただければと思いますが。この問題は、前年か前々年でしたか、内川のときにもちょっと問題提起させていただきましたけれども、現在、生活様式が変わってきている中で、本当に原状復帰をしなければいけないのかということは、その地域でちゃんと真剣に議論していただく必要が今後は出てくるんだろうなというふうに思っておりますので。

森杉部会長 お願いします。いい指摘ですね、確かに問題点を前に検討した覚えがありますね、去年でしたか、一昨年でしたか、既得権益という観点からもありますし、一方で、車の時代だったら少なくともいいんじゃないかなという意見もありましたですが。

田中副部会長 道路関係の方の調書なんですけれども、11ページの空中写真があるんですけれども、これは、下から上の方に行く道が河川と交差しているところがありますよね。
これは河川の方は付け替えになるんですか、多分そうなんですよ。
河川の付け替えとなると、大規模に断面が変わるのかなと思うんですけれども、その辺の余り詳しい話がなかったので。
道路の線形に合わせてますか。

河川課長 ここは川の形を整えます。
つまり、道路のところをちょうど左岸の堤防だと考えていただければと思います。

田中副部会長 だから、河川の方の調書で、ほかのところの断面は出ていたんですけれども、ここは結構変わるわけですよ。

河川課長 本当の図面でなくて、これはポンチ絵で書いておりますので、実際はそういうふうに変ります。

田中副部長　　そうですね、かなりつけかえるような形になるんで、できれば次回にでもその辺の資料とかを出していただけるとありがたいなと思いますけれども。

両角委員　　ちょっと細かい話なんですけれども、前回議論があったかもしれませんが、多自然型といいますが、自然にもっと配慮したらいいんじゃないかという指摘もあるようですけれども、答えのところは何か、答えというか、対策のところですね、芝を植えたりなんかというようなことで書いていますけれども、具体的に、そういう指摘に対して、どういう答えというか、どういうふうに配慮するということになるんでしょうか。
自然景観がいいから少し景観に配慮するとか、多自然型に配慮するようなことで何かお考えのようですけれども。

河川課長　　調書の3ページ目の生態系、景観への影響、多自然型川づくりというところをごらんになっていただければと思うんですけれども、基本的には、コンクリート等で安全度を持たせて護岸をきちっと張らないといけないところもあるんですけれども、そうしたところは、直接コンクリートが見えないような構造。最初は見えていても、植生型といいますが、最終的には草で覆われて見えなくなるといいますが、そういった工法を用いようと思っています。

両角委員　　技術的なことはよくわからないんですけれども、最近ではコンクリートを使わないでやるとか、コンクリートも環境に配慮したコンクリートみたいなのがありますですね、そういうのを使うのかというふうに思ったんですけれども。

森杉部長　　ほかにございませんか。はい、どうぞ。

遠藤委員　　参考資料の2の方を見せていただいているんですけれども、写真の方ですけれども、宮城県の道路として、町の中心地を走ってこれほど狭い道路があるんだなというのを実感しています。

それで、これというのは、初めに道路がありきで、住宅地やら商店が後で張りついてきたのか。それとも、先にそれがあって後で県道に昇格という格好になったのか。これくらいの住宅地ですと、多分、児童・生徒の往来もあるかと思いますし、一般の生活者の往来もあると思います。

それで、大分狭いという強烈な印象がありますので、この辺は早目に拡幅なりを進めてほしいというのが実感です。

こういう形で、県道として、例えば、町の中心部なりを走るこんなに狭い道路というのは、参考までに、県下に何カ所くらいあるんでしょうか。

県の道路としては余りに狭過ぎると思います。

道路建設課長　　こういった町というのは、実は古い町で、小さいながら、ここは坂元の城下町といいますが、近くには、葦首城というお城があったりなどする、いわゆる江戸時代からの町でございます。江戸時代からの町割りの中で住んでおられる状況で、そこが一つの、角田の方からこっちの海岸に出てくる街道筋といいますが、そういう道になっていったというような状況で、ここ何年かの間に町が張りついてきたというような状況ではございません。

こういったところというのは、古い町並みを抱えているところは結構もうございます。

地方道の要件から、県道としてふさわしいかということがいろいろあるんですが、そういった中で県道としての位置づけができてきたところをごさいます、こういったところは、町を大幅に改変できないものですから、順次、バイパス型でもって通過交通をさばいて、できればこの中は生活道路型で済ませようと、そんなような基本方針で整備を進めているところをごさいます。

森杉部会長　　こんなところがいっぱいありますよね。

遠藤委員　　我が町も小さい町ですけども、県管理の398号というのが走っていますけれども、これほどの狭さはないので。

森杉部会長　　そうですか、けれども、こんなのは日本にいっぱいありますよね、しかも大問題ですよ、だから、こういうのはコミュニティ道路にして……、車も30キロで走ることになっていますけれども、こんなのは速過ぎますよね、10キロで走らせるように、コミュニティ道路にして安全を確保するという形の、多分そういう都市計画が要るんじゃないですかね。

事故そのものは少ない可能性はあると思うんですけども、歩いていて不愉快じゃないですか、車で横を通られたら、蹴飛ばしたくなるよね、車を。

これはそういうふうな不愉快な感覚みたいなところですよ、確かに。

ほかにございませんか。

では、この二つの案件は終わります。ありがとうございました。

10分間休憩します。

(休憩)

森杉部会長　　再開します。

説明、質疑応答を1件あたり10分のピッチでまいりたいと思います。これで5時ちょうどです。

というわけで、5分程度のご説明以内でおさめていただきたいと思います。要点は、問題になりそうなところに焦点を絞っていただきまして、概要はごくラフにお願いいたします。

委員の方々は、きょうのところ、わからなくても、そういうところはなるべくご質問せず、そういうところにつきましては、後からゆっくり見ていただきまして改めて後に質問をいただくというふうな形をお願いしたいと思っていますので、ご質問はどんどんいただきたいと思いますが、5分以内で一応決着をつけるような目標設定をしたいと思っています。お願いいたします。それでは、よろしく。

河川課長　　まず、先ほどの沼倉委員のご質問で、坂元川にかかる橋の話ですけども、若干訂正をいたします。

実は、橋を統合するのが1カ所ございました。

次回、詳しくは説明したいと思いますけれども、コンクリート橋が二つあるのを、中学校が移転のため1橋でいいということになりましたので、そこは統合することになりましたので、訂正を申し上げたいと思います。

それでは、次に大川でございますが、大川は、実は特殊事情がございまして、参考資料-1の4ページをごらんになっていただきたいと思います。

大川につきましては、簡単に申し上げますと、新月ダムというダム事業が計画されていたんですが、地元の反対もありまして、地域の合意が得られませんでした。

それで、ここについてはまだ事業メニューが確定してございません。

ですから、今回、再評価をする、評価をする計画自体がまだできていない状況でございます。

簡単にご説明申し上げますと、大川及び新月ダム事業経緯についてということでございますが、ここにつきましては、新月ダムを予定としまして、昭和61年12月に新月ダム事業計画(案)を発表してございます。その後、地元の反対運動が高まってきてましてなかなか進捗が図られないという状況になりました。

平成9年に大川水系工事実施基本計画が認可されておりますが、これはダムの案でございます。

すなわち、守るべき洪水流量として1,000 m^3/s 出てくると。毎秒200 m^3/s をダムでカットして、あと800 m^3/s を下流の河道整備で対応するということがあったのですが、ダム事業の総点検によりましてなかなか進捗が図られないということで、平成9年の8月、これも同月でございますけれども、計画の認可に非常に時間がかかったということもありまして同月になっておりますが、改めて検討を行う必要があるということで休止ダムになりました。

これは建設省が発表しております。

それから、平成10年から12年にかけて、県が「大川治水水利水検討委員会」というのを設置しまして、10回にわたり議論をしております。この中で、最終的には、平成12年6月に知事あてに意見具申がなされました。

その結果、基本高水は、基本高水というのは守るべき計画流量ということでございますが、1,000 m^3/s だったのが870 m^3/s が妥当ではないかと、これは、近年の降雨データ等を解析しました結果、そこまで高くなくてもいいのではないかと、これは技術的、科学的な根拠に基づき計算したわけでございますが、そういう値も出ました。

1,000 m^3/s ではなくて870 m^3/s ということであれば、70 m^3/s はオーバーしますけれども、ダムによらなくて河道改修でできるのではないかと、それから、河道計画を2年以内に提出することということになっておりました。

その後、守るべき計画流量を1,000 m^3/s から870 m^3/s に下げるということは安全度を下げるといことになりますので、本当に大丈夫かどうかというのを種々ほかの方法も用いながら検討しました。

そうしていく中で、実は、平成14年7月、昨年でございますが、台風6号が来まして、気仙沼市としましては、日雨量203mmという最高の降雨量が出ました。

全市避難勧告が出されました。

こうしたことから、台風6号の影響も加味して、再度総合的に検討する必要があるでしょうということで、通常の技術論的検討をいろいろやったんですが、その結果、気仙沼市の大川につきましては、守るべき流量としては1,000 m^3/s を定めることが妥当ではないかと、またもとに戻った結果が出まして、これはことしの3月に地元で発表してございます。

1,000 m^3/s ということになりますと、市街地が張りついておりますので、河道拡幅としては800 m^3/s ぐらいが限度でございますが、河道掘削とかいろいろやっても800 m^3/s 、それ以上につきましては、大幅に引き堤をするか、あるいは遊水地等で洪水流出抑制調節機能を持たせるか、あるいは川のバイパス、放水路をつくるか、いろんなことを検討する必要が出てきました。

いずれにしても、用地の問題等、地元に対する影響が非常に大きいことから、上

流、中流、下流の市民の代表の方、それから学識経験者等をまじえた、意見を聞く「意見交換会」というのを設置して、その意見を聞きながら、最終的に県として判断をしたいということで、今、その意見交換会を進めてございます。

実は、7月12日に第1回目の意見交換会を行ったところでございまして、今後、どういうふうに治水安全の確保をするかにつきまして議論をいただきながら、その中で最終的に県が判断をしたいというふうに考えております。

ということから、まだ計画メニューが出そろっていない状況でございます。

調書に書いてあるメニューは、870m³/sというときにどうなのかということをつくった調書でございまして、新月ダムに比べて、河道で対応するということなので、事業費が大幅にふえているような調書になっておりますが、ただ、これは、そのままこれを議論しても、架空のメニューみたいな形になっていきますので、事務局としては、これはこういう課題があるということで、計画がきちっと定まって方向が見えた段階で、改めて議論していただくのがよろしいのではないかとこのようにも思っております。

以上でございます。

森杉 部会長 はい、ありがとうございました。

いいですかね、これは、とにかく再検討が必要だと、こういうことですよ、形式的には継続ですけども、再検討中ということですよ、そうしていただく以外にないですよ、これは、ということですよ、基本的には。

特にご質問はございませんか。いいですか。

はい、ありがとうございました。

では、次、お願いいたします。

漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課の五十嵐と言います。

調書番号19番の海岸保全施設整備事業（高潮事業）の隈崎地区についてご説明いたします。

最初に、ちょっと漁港海岸のお話をいたしますが、宮城県の海岸線は842kmほどございますけれども、そのうち、水産庁所管であります漁港海岸は3割ほどの255kmほどございます。

そのうち保全を必要とする区間といたしまして、漁港海岸では95kmほどございます。漁港漁場整備課ではそういったところの管轄をしております。

漁港海岸事業につきましては、昭和31年に制定されました海岸法に基づきまして整備が始まりまして、その後、昭和35年でございますけれども、チリ地震津波対策事業といったものの中に入りまして、5カ年計画等々ありまして、現在まで進んでいるところでございます。

それでは、再評価調書に基づきましてご説明いたします。

最初に5ページをお開きください。

5ページの下に地図がございますけれども、赤丸で囲みました右側の方に、海に向かって黒い筋が2本出ております。導流堤のちょっと上に突堤みたいに出ておりますけれども、そこがこれからお話しいたします施工場所です。

次の6ページをお開きください、それを拡大したものでございます。

この図の導流堤の上にあります赤い離岸堤が1から5までございますけれども、この離岸堤、それから、左側にいきまして、鳥の海の内陸側の方に赤い線が引いてございますけれども、これが胸壁工、そういうものを施工しようとするものでございます。

次に、10ページをお開きください。

現況写真といたしまして、平成14年4月撮影いたしました離岸堤が3基まで入っている状況を示しております。

上から見た状況はこういう状況だということでございます。

1ページに戻っていただきます。

この漁港海岸は漂砂海岸として知られているところでございますけれども、潮流による侵食が顕著にあらわれている海岸となっております。

それで、昭和57年には台風18号、それから昭和63年には低気圧による背後地域の浸水、堤防決壊などがございまして甚大な被害が発生しております。

巨理町隈崎地区では、昭和30年から50年にかけて、堤防、突堤の整備を行ってきたところでございますけれども、さきに述べました侵食等により、住民の不安が増したこと、国土の保全を図るといったことから、離岸堤を配置計画したものです。

また、内湾側の鳥の海では、災害を未然に防止するため胸壁を計画しているところであります。

次に、進捗状況であります。事業の進捗状況につきましては、採択、着手は昭和60年度、完成予定は23年後の平成19年度としております。

全体事業費は若干変更しております、28億円となっております。

平成14年度末現在では残事業が11.6億円でありまして、進捗率は59.5%となっております。

現在のところ、4ページにお示しします事業スケジュールのような形で進んでおりまして、順調に進んでいるものというふうに考えております。

また、1ページに戻りまして、下から2段目のところです。

整備効果の発現状況についてでございますけれども、調書の10ページ、現況写真でございますけれども、整備を完了いたしました離岸堤3基につきましては、離岸堤の陸地側にあります砂浜の前進、前進というか、海の方に向かって砂浜が広がっておりますので、こういったところ、それから、海浜の水深の調査からも、離岸堤の効果があらわれているものと判断しております。

1ページの一番下でございます。事業費の変更についてですが、当初は離岸堤3基で計画しておりましたけれども、10ページの写真にありますように、今3基入っておりますが、そのさらに右側の陸地側の方を見ていただきますと、この辺には砂が全くついておりません。

このような形で侵食が発生しておりますので、13年度に調査、設計を行いまして、2基ふやしたいという計画を持ったところでございます。

2ページをお開きください、社会情勢の変化でございます。

2ページ中段に地元情勢、地元の意見等がございますけれども、阿武隈川河口部付近の侵食、波浪によりまして、堤防を波が越える越波被害が起きていることから、住民の不安がますます高まっております、緊急な整備完了が強く望まれているところでございます。

3ページをお開きください、費用対効果についてでございます。

本事業の費用便益につきましては、水産庁の事務連絡及び海岸事業の費用対効果分析手法、平成9年度版がございますけれども、それに基づいて算出しているところであります。

便益の発生期間を、海岸保全施設の耐用年数が50年であるから50年計上というふうにしております。

投資効果の算出法につきましては、便益といたしまして、事業を実施して整備が図られることによりまして防護される海岸線背後の資産の被害を減らすこと、それから人命

保護等がございますし、一方、費用は、毎年度の投資額、維持管理費等になります。

それで、3ページの費用の効果分析の8の1、資産被害額の合計でございますけれども、国民1人当たりの防護資産額として、ここに掲げておりますような項目がございますして、それらを対象に、治水調査経済要綱等から定められております被害率を乗じてそれぞれ計算したところであります。

次に、9の費用の方ですけれども、総事業費を事業期間の23年で割って年平均したものを、事業期間23年間計上いたしまして、さらに、維持管理費分として、事業費の0.5%を事業完了から50年間考慮しております。これら計上した便益費用につきましては、平成15年度を基準年として、社会的割引率4%を用いて現在書き足しております。

それから、一番下の費用対効果のところでございますけれども、ここに書いてありますように、8.54となっております。

調書の14ページをお開きください。

本事業につきましては、平成10年度に再評価をいただいておりますが、今回は再々評価ということになりますけれども、前回では、再評価意見といたしまして継続ということでございましたが、背後地住民等の安全性を確保するため、事業の早期完成に努めるものとするといったご意見をいただいております。

調書の説明は以上でございますけれども、分科会でご審議いただきました内容と結果についてご説明いたします。

番号19番、資料2の8ページになると思いますが、委員のご意見で、「地元同意が得られていない区間があるというふうに事業一覧の基準7に書いてあるが、それはどういうことか」ということでございましたが、先ほどお話しいたしました、6ページの鳥の海のところに作ります胸壁工の位置につきまして、実際には、ここに魚市場とか、たくさんの漁船が着きますので、具体的に、胸壁の位置をどこにするかということについて、地元の中でまだ十分な合意ができていないということでございますけれども、これは地元の荒浜漁港周辺利用協議会などで既に話し合いを行っておりますし、今年もさらに話し合いを進めていくところでございます。

それから、2番目のご意見といたしまして、「離岸堤の効果は確認できるが、離岸堤の位置によって、航路の閉塞等は発生していないか」というお話でございます。

10ページを見ていただくとおわかりかと思いますが、10ページの下の方に、鳥の海から導流堤が2本出ておりますが、左側の方、こちらの方で工事を進めておりまして、航路が閉塞しないようにしておりますし、また、右側の方の導流堤につきましては、今までは海水が通るような形の透過堤でございましたけれども、砂が航路に入り込むことによりまして、中の方に入ってくる漁船が、ちょっとした加減で、潮の加減とか風の加減とかでここを通れなくて休業しなければいけないということがございましたので、ここについては、透過堤ではなくて不透過堤のものにするということにしております。

また、左側の導流堤のところに、導流堤とかは白く見えていますが、そのちょっと右に黒く見えていますブロックの塊がございますけれども、これは前の導流堤でございますして、右の方に写っております離岸堤の方に健全なブロックについては転用するというようなことをしております。

それから、3番目のご意見として、構造物を設置すれば、砂がアンバランスになってしまって、例えば、この図でいいますと、右側の方の砂地がなくなるような現象が起きるのではないかと、局所的な対応では無理ではないかということで、サンドバイパス、左側の方のたくさん堆積するような砂をまた右側の方にと、この中でうまく循環したらいいのではないかとご意見をいただきまして、それはご指摘のとおりでございますの

で、サンドバイパス等の対応を検討していきたいというふうに思っております。

調書の地元住民とはどの範囲の住民を指すのかというご質問がございまして、それにつきましては、6ページの上の方の水色部分、洪水面積70ヘクタールというふうに書いてございますが、その部分の地元住民の範囲であるということでございます。

それから、便益の算出の被害額は現況に合わないのではないかと、大き過ぎるというご指摘を受けたのですけれども、うちの方としましては、経済年報、治水調査経済要綱等に基づきまして算出した金額に被害率を乗じて計算しているところでございます。こういう回答をいたしました。以上でございます。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。
ご質問、ご意見をお願いします。

この事業は、対象とする事業は、どこまでが今回の事業になるんですか。

離岸堤をつくったことと……、要するに、海岸事業なんでしょうけれども、海岸事業の効果として、今回の事業がなければあるであろう被害が防げたという便益も計算したと思うんですが、この事業がないであろうという状況の想定が、全く何もない想定をしているというようなことによって過大評価になった可能性があるのではないかと僕はちょっとそんなふうに思ったんですが、その点はいかがですか。

ここで対象とする事業は何であって、それに対する効果がどんなふうに想定してあるかと、こういう質問です。

漁港漁場整備課長 6ページの被害を防ぐために、海岸部の離岸堤及び胸壁工が必要だということで、トータルとして、この工事をやることによってその効果が発現するというふうに考えております。

森杉部会長 そういうことはわかりましたので、今の件は、要するに、この二つがなければ、この対象とする地域は30年に1回の確率でこの程度の被害があるであろうというふうに想定しておかしくないですよと、こういうことですか、それとも、多分、論点になったのが、そういう想定は効果を過大評価することにならないかと、こういう論点になったような気がしたんで、私は今意見を聞いたんですけれどもね。

要は、もしもこの施設がなくても、一定程度、既存の施設で被害は防ぐことができ、例えば、想定する被害の半分ぐらいは既存の施設で防げているというふうに考えられるかどうかと、こういうチェックはどうですか。

あと、もう一つは、原単位ですよ、これは、原単位を使うことになっているのならば、それはそれで結構だと思いますが、1人当たり約1,000万円ですね。

それと、もう一つ質問ですが、浸水防御効果というのはどんなふうな概念で計算しておられるんですか。

私の質問は3ページです、3ページにおける8番の便益の(1)番は「本海岸における年資産合計額」、この言葉はおかしいですね、本海岸における被害軽減額ですよ。

資産合計額じゃなくて、これは30で割ってあるわけですから、30分の1の期待被害節約額が出ていると思いますが、この言葉自身はちょっと気になるところです、検討ください、今は結構ですから。

問題は、その次の「侵食防御効果」と言われるものですが、これは一体どういうふうな効果をお考えになっておられるんですか。

漁港漁場整備課長 侵食防護効果のところでは903mと書いてございますけれども、海岸線の侵食等によ

りまして、先ほどの図面でいきますと、6ページの導流堤の2本出ていますその上の方で北側ですね、それから、破線で引いてありますその上のところまで、そこまでの903mの海岸線の砂が喪失すると、それが防げるということで、こういう資産の計算をしておると。

森杉部会長 砂が防げるということですか、今おっしゃることは。

漁港漁場整備課長 海岸線の侵食が防げるということでございます。

森杉部会長 そうすると、海岸線の侵食が防げるというのは、これは大変物理的な問題ですが、それをお金に換算するときに、どういう考え方でこれは計算してあるんですか。

漁港漁場整備課長 済みません、ちょっとお待ちください。

森杉部会長 そしたら、時間がありませんので、次回で結構ですからお願いします。ほかにご指摘の点はございませんか。

徳永委員 今のとも関連すると思うんですが、これは一般資産に対する被害に対してですべて決まってくるみたいなんですが、果たしてこれが現状と合っているのかどうかということ、今回ということではなくて、ちょっとご説明いただきたいということと、それから、10ページの写真を見せていただくと、この地区は、そもそも、いわゆる防潮林というんですかね、そういうのがあって、その内側に人が住むという形だったのではないかと思うんです。

この被害が予想されるといいますか、今一番シビアな状況に陥っているところなんですが、その防潮林を切り開いてそこに住むようになったのかなというような印象もあるんですが、そこら辺の経緯もちょっと教えていただければと思いました。

森杉部会長 これも大分長くなりそうなので、申しわけありませんが、次回によろしくお願いします。効果の算定の根拠になるような状況ですよ、一つの。はい、どうぞ。

長田委員 別に今すぐお答えいただかなくてもいいんですが、砂浜の侵食を防ぐ効果はあるんだなというのはわかりましたけれども、11ページの写真を見ますと、これは現地調査すれば一目瞭然なんですが、すごいごみの山になっていますね。環境問題から、こういうことにどういうふうに対処していく予定なのか、ごみ捨て場をまた増やすだけではないのかなという印象もありまして。

森杉部会長 よろしいですね、お願いします。
環境問題についての対策と現状と、いいですね。
では、一旦、今日のところは終わりにします。ありがとうございました。

砂防水資源課長 それでは、砂防水資源課長の橋本でございます。よろしく申し上げます。
それでは、20番の筒砂子ダム建設事業についてご説明をいたします。
1ページをごらんいただきますと、事業目的としまして、鳴瀬川水系上流域に多目的ダムを建設しまして、もう既に55年に完成しております漆沢ダム、あるいは直轄で実施計画調査中の田川第1・第2ダム等々のダム群と合わせまして鳴瀬川の洪水調節を行

う、あるいは新規利水への対応、さらには、河川水の正常な機能の維持に必要な用水を確保するという事で、8ページにその鳴瀬川の計画洪水流量配分図を示してございます。

河川計画においては、治水計画においては、基準点の三本木で基本高水4,100m³/sを3,100m³/sに落とすということで、計画規模は100分の1でございますが、上流ダム群で1,000m³/sをカットするという事で、筒砂子ダムについては220m³/sの効果がございます。

また、かんがい計画の中で、ここでは国営かんがい排水事業の鳴瀬川地区が実施されておりますが、その中で、筒砂子ダムと漆沢ダムが鳴瀬川上流の加美町区域の約1,900haの新規利水を賄うということになってございまして、国営かんがいの二ツ石ダムにつきましては青色の補給区域、さらには、田川第1ダムについては田川沿川と下流の南郷等々の赤い区域の新規利水を、農業用水でございまして、補給するというようなことになってございます。

さらに、筒砂子ダムにつきましては、河川の流水の正常な機能の維持に必要な容量ということで、1m³/100km²の流量を確保するという事でございまして、7ページに貯水池の容量配分図がございまして、利水容量18,500,000m³中、16,400,000m³というような、流水の正常な機能維持のための大きな容量を持ったダムでございます。

そういったことで、ダム形式については、中央コアロックフィル型でダム高98メートル、総貯水量30,900,000m³でございます。

事業費が800億円となってございまして、事業採択年度は平成元年度でございますが、当初、完成予定は平成14年度、15年3月末でございましたが、平成9年度に、先ほどご説明しました国営かんがい排水事業の利水計画上の計画調整がありまして平成9年度に計画を変更しております。

これまで、ダムに関わる基礎的な調査は実施済みでございますが、平成9年度にそういった利水計画の変更がございまして、事業が大幅に遅れ、さらには、そうした中で、県の財政事情が非常に厳しくなってきたということで、昨年度、政策会議で一たん事業休止を打ち出したわけでございますが、お手元に「筒砂子ダム建設事業について」という資料を配ってございますが、平成10年度には「事業を継続することを妥当とする」という答申をいただいており、平成12年11月に、評価委員会の答申を踏まえ、筒砂子ダム建設事業の今後のあり方について検討を進めようということでございましたので、その後、検討を進めてございまして、その結果として、昨年5月10日に政策会議で一たん事業休止を決定したわけでございますが、その点については昨年6月20日の部会に報告させていただいております。

その後、いろいろ地元の反対等々がございまして、地元の関係団体あるいは地元住民の方々、議会等にも説明をしまして、7月21日に、知事が出席して県主催の説明会を開催しまして、4時間にわたる議論をしたところでございます。そこで、三つほどの課題が出されまして、国土交通省と7月31日に打ち合わせを行った結果、少額の補助での事業の継続ということで、少額でも必要な調査であれば継続して実施していいよということがございまして、そういったことを踏まえて、8月19日に、県の政策会議において、「筒砂子ダム建設事業については、本県の財政状況によりダム建設予算の確保が図られ、現在建設工事中のダムの完成の見通しがつく時期まで、最小限の調査のみを実施することを条件に、補助事業で継続する。」ということ、また、同時に、「国道347号の現道整備についても、補助事業で実績を予算要望する。」というようなことで政策決定をしたわけでございます。

裏のページに示しましたとおり、その結果を9月9日の評価委員会にご報告させていただきまして、その後、地元との協議をする場として、地権者対策を行う「鳴瀬川水源
地活性化対策協議会」、さらには利水への対応を図る「筒砂子ダム利水対策協議会」と
いったものを設置しまして、これまでいろいろ協議、検討を進めてまいってきておりま
す。

そういうことで、2番目にも書いておりますとおり、今後、長沼ダムの完成が見込ま
れる平成24年ごろまで、筒砂子ダムについては、最小限の調査として、水文調査を補
助事業で継続して実施していこうということでございます。

また、このほか、本格的な工事に着手するまでの間、ダム地権者並びに治水・利水へ
の対応策を検討して、県単独事業で対策を実施していこうということで考えてございま
す。

調書に戻りますと、2ページには、社会情勢の変化ですが、ダム事業への需要及び必
要性は、昨年来からのいろんな討議の中でも変わってはございませんし、また、生態系
への影響等々については、環境影響調査を既に実施しながらやっております、現時点
では特に問題はございませんが、本格的な工事に着手する前に、環境アセスメントを実
施しまして対応してまいりたいと考えております。

それから、地元につきましては、先ほど申しました県の基本的な考え方なり対応につ
いて説明をし、ご理解をいただいて、今、地元と一緒に協議会等々をつくりながら対策
を進めているところでございます。

それから、各種事業でございますが、農業水利事業につきましては、二ツ石ダムが平
成18年度に完成するというところでございまして、利水上も効果を発揮するものと期待
しております。

また、田川第1・第2ダムについては、現在も実施計画調査中でございます。

また、国道347号につきましては、現道の道路の整備ということで補助事業の採択
になりまして、今年度から調査を進めていくということになってございます。

3ページに費用対効果の分析を示しておりますが、平成10年度の再評価の折に80
0億という変更の全体事業費を提示しておりますが、治水経済調査マニュアルに基づき
まして、ダム事業に要する費用と、それからダム事業の効果ということで算定をいたし
まして、4ページのB/Cは4.66となっております。

そのような事情でございますので、県としましては、ダム事業を今後とも引き続き継
続してまいりたいと考えております。以上でございます。

森杉部会長

はい。それでは、この件、お願いいたします。

結論的には、去年の段階と変わっていないですね。要するに、そういう方針ですよ。

砂防水源課長

それから、言い忘れましたが、第1分科会での委員の意見、質問等でございますが、
岡田委員からのご指摘でございましたが、「ダム事業に対する調書の作成に当たって、
考え方を変えていくべきである。ダム事業に対する逆風を踏まえた判断をすべきではな
いか」というようなことを指摘されておりますが、我々としましては、私としても、ダ
ム事業へのいろんな考え方があるということは理解してございますが、現在、当ダム事
業につきましては、地元と協議を重ね、洪水調節、利水、河川環境にとって、鳴瀬川に
とって重要なダムであるという認識は、地元も県も我々も持っておりますので、そう
いったことで継続することとなったということで説明をさせていただきました。

また、「治水、利水などの水と人間のかかわりだけでなく、河川は山と海を結ぶもの
で、流域全体の生態系、環境としてとらえるべきである。ダム事業はこれらに決定的な

影響を与える。ダム公共事業の狭い範囲でなく、社会情勢を踏まえて考えていくべきだ」というような指摘もございましたが、これは大きな問題でございまして、このダムは流水の正常な機能の維持の容量を多く持っておりまして、河川環境を改善するためにも重要なダムであると思っておりますし、環境影響評価については、今後、ダム本体発注前にきちっとやっていくということでご説明しましたが、議論は、平行線といえますか、そういった形になってございます。以上でございます。

森 杉 部 会 長　これはどうしますか、次に行って議論しますか、また別のときに、きょうは時間がなからいますから。

この問題は大きな問題ですよね、とにかく大きな問題になりまして、皆さんも去年やっていますから、筒砂子ダムについての県の方針は一応ご了解いただいていると思っておりますが、長期的な構想として、どんなふうなアプローチを図るべきかということは、やっぱり必要なことですね。

じゃ、いいですか、きょうのところは、こういうご説明をいただいているということでは。

次、お願いいたします。

砂 防 水 資 源 課 長　ちょっと確認なんですけど、今の筒砂子ダムの、委員長が最後に言われた話というのは、これからのダムのあり方を議論するということなんですか。

森 杉 部 会 長　そうです。どこかでやらねばならんと思っておりますが、どこでやっていいかわからないんですけども、必要かなと思っております。

どうやっていいかわからないんですけどもね、これは。

大きな問題だということは認識しているんですけども、どこかで要るんだろうと思うんですよ。

どうぞ。

沼 倉 委 員　２ページのところに代替案が１、２、３とあるんですけども、代替案の事業費の方が、今の時点では、低い見積もり金額になっているという事実はあるようでございます。

その上で、どうしてこのダム建設を選択するのかということ、次回で結構ですので、再確認ですけども、お聞きしたいなと思っておりますので、時間がありませんので、次回ということをお願いいたします。

砂 防 水 資 源 課 長　それでは、次に、２番の長沼ダム建設事業についてご説明を申し上げます。

河川課の説明にもありましたかと思いますが、迫川の全体計画の中で位置づけられてございますが、１０ページに迫川の流量配分図がございまして。

迫川の治水計画におきましては、上流に九つのダム群を配置しまして、大林で３，９００トン、６００トンに落とすと、さらには、中流域に１ダム１遊水地ということで長沼ダムと南谷地遊水地、この南谷地遊水地については既に３０年代に完成してございますが、長沼ダムも遊水地的な機能でございまして、この二つの治水施設でカットしまして、佐沼の基本高水３，２００ m^3/s を１，０００ m^3/s にするというようなことになってございます。

そうした中で、長沼ダムは、ダム地点における計画洪水流量１，７００ m^3/s のうち６００ m^3/s の洪水調節を担っております。

また、流水の正常な機能の維持、さらには湖面の有効利用ということで、平成３年に、

県の教育庁との共同事業によって、県営の漕艇場を整備することにより湖面の有効利用を図るということで、2,000mの漕艇場が現在できております。過年度、インターハイとか、アジア大会の予選等々も行われてきております。

2ページでございますが、採択年度は昭和50年度でございますして、用地買収に早速かかりまして、用地買収はもう既にほとんど終わってございます。

工事に昭和57年度から着手してございまして、当初完成予定年度は平成17年度でございましたが、教育庁とのアロケーションを結んでございまして、その時点で、平成4年度に計画変更を行ってございます。

平成10年度の再評価の時点では、平成3年度に改定した事業費は780億でございますが、この事業費は、現時点で検討し直しますと、約70億ふえて850億ほどになるかと思っております。平成14年度までには約500億強の事業費を投入してございまして、進捗率は約60%となっております。

全体事業費につきましては、長沼ダムのサイトが非常に軟弱な地盤でございまして、それに対応する増工というようなことと、洪水調節方式の変更による、越流方式の変更等々による増額が全体事業費を押し上げてきておりました。

当初から30年たつわけでございますが、地権者も約700人と多いこと、軟弱地盤で基礎処理及び盛土に長期の期間を要したということ等々がありまして、事業の進捗がこういう状態になったわけでございます。

あと10年で何とか事業を完了させていきたいと考えております。

事業の需要等の変化でございますが、ご案内のとおり、平成14年7月の台風6号におきまして、上流の二迫川で破堤しまして甚大な被害が発生しております。

この長沼ダムにつきましては、長沼ダムが完成するまで、上流の若柳地区において狭窄部の改修を実施してきておるわけでございますが、そこで、1,000m³/s以上の流量は流せないというようなことになってございまして、そういったことから、上流の方の改修を進めるというわけにもなかなかいかないというような状況でございますので、長沼ダムを早急に完成していくのが迫川の治水安全度を向上させるキーポイントになってございます。

現時点では10分の1の確率の安全度でございますが、昨年の雨は約20分の1の雨が降っておりまして、それによって、上流の二迫川等々の破堤が生じたわけでございます。

長沼ダムが完了すれば、30年に1回の雨量についても対応できるというようなことでございます。

それから、地元もそれを強く望んでございまして、毎年、長沼建設促進協力会から要望が出されているところでございます。

また、迫町におきましては、地域に開かれたダム整備計画の認定を平成13年4月に国土交通省河川局から受け取りまして、長沼ダムの完成を待たずに、親水公園等のダム周辺の環境整備といったものも14年度から進めてございまして、迫町あるいは県と一体となって長沼ダムを活用してまいりたいと考えております。

費用対効果につきましては、6ページに、筒砂子ダムと同様、治水経済調査マニュアルに基づきまして算出してございまして、1.21ということでございます。

それから、後ろにいろいろ図面がありますが、先ほど事業費が850億ほどに増加するということを申しましたが、平成3年度には780億ということで算定してございますが、その後、平成7年1月17日に兵庫県南部地震が発生してございまして、それに伴って、耐震設計も変わりました構造物の設計基準が改定となっております。

そのため、水門、橋梁等の構造物の設計はより強固なものにしていくという見直し

ありまして、それで約50億ほどの増額となっております。

また、9ページの図面をちょっと見ていただきたいんですが、主ダムの標準図でございます。

主ダムの基礎処理につきましては、非常に軟弱な地盤でございます、昭和61年にアースダム技術検討委員会というのを設置しまして、検討を進め、長沼ダムの設計指針をつくっております。

これまでもダム技術センターにいろいろ調査を委託しながらこの設計工事を進めてきておりますが、長沼ダムの、主ダムの基礎処理につきましては、平成12年度から15年3月までに実施をしてきておりますが、軟弱地盤であることから、ダム本体の基礎処理をグラベルコンパクションパイル工法で行っております、約20mから30mの深さに砕石を入れまして、締め固めながら砕石杭を築造していくというような工事でございます。

その前段としまして、基礎処理工の施工に当たっては、表土掘削をしてございますが、その表土のところに、もともと沼地でありまして、腐食土とかヨシ、アシのたぐいの根っこが想定よりも多く深く存在してございまして、その基礎掘削の深さが、通常見込んでおりました1mから、約4mほどまで深く根が張っておりましたことから、その不純な表土を排除するというので、掘削土量が増加しております。

さらには、岩盤の深さを確認しながら、1本ずつグラベルコンパクションパイルを打っておりますが、その岩盤の深さが想定よりも深かったということもございまして、基礎処理工に不測の費用がかかってございまして、約20億ほどの増額となっております。

合わせて70億というようなことで増額が見込まれてございまして、12ページにもその計画変更の内容を示してございます。

それから、第1分科会での委員の意見でございますが、「軟弱地盤については事前調査でわからなかったのか。」ということでございますが、軟弱地盤であることは、もともと海でございましたのでわかっておりましたが、昭和50年度採択のダムであり、技術的に軟弱地盤工法がまだ確立されていなかった点がございまして、試験盛り土を実施しながら、アースダム技術検討委員会あるいはダム技術センター、国のご指導もいただきながら工事を進めてきたということでございます。

こういった平地のダム、平地に遊水機能を持つダムというのは事例も少のうございまして、そういった観点から、技術的な指導を受けながら、いろいろこれまで試行錯誤をしながらやってきて、今やっとその技術が確立しまして、第1期工事として基礎処理が終わったところでございます。

今後、いよいよ、長沼ダムの水門工事を今年度発注しまして、堤体工事に入りたいと考えております。

以上でございます。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。
どうぞ、ご質問、ご意見を。

加藤委員 12ページの一番下のところに書いてあります、去年の7月の台風6号で二迫川が決壊しましたけれども、それで、そのときの雨は何年確率相当ぐらいになるんですか。

砂防水資源課長 先ほど申しましたが、20分の1ぐらいだと思います。

加藤委員 それで、そうしますと、20分の1ぐらいですと、本来は、ここは越流するんですか、

長沼ダムの越流とかは。

砂防水源課長 越流します、もちろん。

加藤委員 それは20分の1ぐらいで対応するように設計されているんですか。

砂防水源課長 雨と越流する水位は、それはちょっと違うと思うんですね。
ですから、今回、向かい側の南谷地遊水地は越流しました、初めて越流したんですね。
あれは50年に1回の規模の施設として、その当時の、前の全体計画で作りまして、初めて越流しました。長沼ダムは南谷地遊水地よりも先に入ることになっていますので、20分の1でも入ります。ちょっと確率は忘れましたが、最初に長沼に入って南谷地に入る、というのは、江戸時代に三方島定規堤というのがありまして、右岸側を、1,000間ですから大体2kmぐらいですか、当時の幕府が、上下流のいろんな水の争いの結果として、75cm低くつくったという、歴史がございまして、迫川の洪水のときは、そちら側に早く遊水させて、あそこは伊豆沼やいろいろ沼がありますけれども、そういうことで、治水施設はそういう形になっておるので、そういったことを現在まで踏襲して計画を立てておりますので、つくられていれば確実に入りました。

加藤委員 わかりにくいのは、降雨は20分の1の確率ですね。
それで、南谷地遊水地の設計は50分の1年確率で設計していて、それで越流しているわけですね。
そうすると、どこかで何か計画を、もう少し治水全体の見直しみたいなのはやらなくてもいいのかなという感じなんですが。

砂防水源課長 迫川というのは、現在は10分の1の確率しか持っていません。
上流にあるのは花山ダム、栗駒ダム、荒砥沢ダムの三つで、そして南谷地遊水地がございまして。
河道は、現在、計画で立てている河道で改修していき、そして、上流にダムを張りつける、あるいは中流に長沼ダムをつくるということによって、ダムとか遊水地の治水施設をつくっていくと、治水安全度の確率がだんだん上がっていくというような計画になってございます。
この流量配分図がございまして、この流量配分図の計画洪水量、これは河道を設計する流量ですから、例えば、佐沼は1,000m³/s、佐沼上流は800m³/s、あるいは大林は1,600m³/sという形で河道をつくっていくわけです。
その河道を今の時点で評価すれば、ダムが上流に三つしかないから10分の1ですと、長沼ダムができれば、今度は30ですと、もう少し、例えば、二迫川に中山ダムだとかいろんな計画があるんですが、それをつくれば、だんだん50なり70、100と上がっていくというのが、迫川の治水計画になっているわけです。
ですから、河道はこういう河道設計流量でそのまま改修していくということです。

森杉部会長 もっとわかりやすくいいですから、文章にしていただけませんか。

沼倉委員 迫川関係でいろんな河川改修もあると思うんですけれども、多分、いろんな組み合わせで治水、利水があるんだと思うんですが、川下の方でこういうことをやればどのぐらいに治水ができて、ダムをつくったらという、その全体の流れというのはあるんですか。

ちょっと外れていますが、先ほどの筒砂子ダムもそうなんですけれども、ダムの計画もあって、下の方では鳴瀬川の河川改修というのもやっちはいるんですよ。

ポイントとなる地域が違うのかもしれませんが、ちょっと見やすい形で簡単に何かあれば、わかりやすいと思うんですが。

砂防水資源課長 迫川にはたくさんの支川がございまして、迫川本川については、将来、治水安全度を100分の1しようとしていますけれども、それは百年の大計だと思います。徐々に段階的に治水安全度は上がっていくと、そのときに、夏川とか、夏川は30分の1の治水計画だと思っていますが、夏川についても、その下流の3川をにらんで、計画は30分の1で持っていますけれども、佐沼で1,000m³/s以上にならないように、夏川についても、それなりのバランスをとって、支川も改修する、計画はありますけれども、その段階においては、支川は本川に影響を与えないような形でやっていくというのが河川の改修でございます。

ですから、上流にも、例えば大林で1,600m³/sに今なっていますけれども、若柳地区は、先ほど申しましたが、狭窄部の改修をしましたけれども、1,000m³/s河道で、今、中に旧堤が残っています。

森杉部会長 申しわけありません、それを言われても全然わからないんですよ、要は、個別の場所と、それから、そこへの対応の流れが理解できていないんです、正直いいますと。

ポイントは、理解するための資料は、今回の場合は事業番号1の迫川河川改修なんですよ、これは、だから、事業番号1の迫川河川改修のところでそのご説明をこれと連動していただくべきなんですよ。

これが今回どうもうまくいっていない、今のお話で、質問もそこにいくんですよ、こうやって。

田中副部会長 1番だけじゃなくて、ピックアップしなかったのですけれども、そのほかに、2、3、4、5番までが迫川関係なんですよ。

ですから、何か繋がりとかが見えないと、なかなか見えにくいんじゃないかなと思うんですよ。

森杉部会長 だから、こいつはもう1回やってくれませんか。

もう1回、1、2、3、4、5とこいつですね、こいつはもう1回やってもらった方がいいと思うな。

大物ですし、それから、恐らく効果としても結構いろんなことが学べるんじゃないかと思しますので、わかりやすいんですよ、おっしゃることは、だから、ぜひ。

砂防水資源課長 上流に熊川とか芋塚だとかいろんな川がありますけれども、上流は治水の重要度が違うわけですね。

ですから、規模を落としたりしてやってきているわけなんですけれども、それは後で河川課長と一緒にまとめさせていただきます。

森杉部会長 その説明をぜひまとめて、1、2、3、4、5と今のやつとを一緒にご説明いただくと大変わかりやすくていいんじゃないかと思うんですが。

徳永委員 そのときに、第2分科会の2回目のときは図面を指しながら説明していただいたんで

すけれども、この場でも、やっぱり図面で指していただかないと、手元の資料を見ながら聞いていても、どこのことを言っているのかが瞬間追いつけないことが多々ありますので。

砂防水資源課長 迫川全体計画図というのがありますから、それを今度のときは準備いたします。

森杉部会長 ほかにどうぞ。
当面よろしゅうございますが、時間がかかりオーバーしておりますが、ご勘弁ください、終わります、ありがとうございました。
次、お願いいたします。26番ですかね。

農地整備課 それでは、農地整備課の技術補佐の高橋と申します。よろしく申し上げます。
26番の経営体育成基盤整備事業森菱沼地区でございます。
ちょっとわかりにくいかと思うんですが、15年度に事業の統廃合がございまして、こういう経営体育成基盤というわかりにくい名前になっているんですが、従来でいいますと、土地改良総合整備事業という形の事業でございます。
場所でございますけれども、宮城県北部の栗駒町という町の南西部に位置しております。

図面がございまして、めくっていただきますと、5ページです、A4判の位置図を添付しております。

赤い線と丸で囲っている、二つの団地にまたがっていますけれども、これがこの森菱沼地区でございます。

その次のA3判の折り畳んだ6ページがございまして、これがそれを大きくした概要図でございます。

左側のブロック、それから右側のブロックに、凡例が右下にありますけれども、用水路、排水路、それから一部農道、区画整理を一部取り込んでいますし、暗渠排水という工事になります。

もう一度1ページに戻っていただきたいんですが、この土地改良総合整備事業の内容ですけれども、事業の概要の中にも書いておりますが、この地区は、昭和40年から47年にかけて、1枚の水田の大きさが30aのほ場整備を行っております。当時の整備水準ですと、用水路並びに排水路につきましては土水路というのが原則でございましたものですから、30年余の期間、それで生産にたえてきたわけですけれども、これからの基盤を強化していくためにも、用水路整備あるいは排水路の整備を、基本的にはコンクリートの2次製品でもってやっていきたいということで、今回の事業を仕組んでおります。並びに、水田の耕地の汎用化を図るという目的で、暗渠排水の工事もすることにしております。

これらの事業の内容を説明したものが7ページにあります。

これは、各構造物、要は、用排水路がどういうふうな構造を持つかということの説明している図面ですけれども、土水路の部分の、例えば、支線排水路というのが上の左側にありますが、これは排水路でも比較的大きな水路でございますけれども、この土水路の部分に排水フリュームという製品を入れるという形をとります。小排水路も同じです。

それから、用水路ですけれども、これにつきましては、道路の両側に用水路がございまして、そこにベンチフリュームというコンクリート水路を入れることによって、装工による維持管理の軽減を図るというような趣旨のものでございます。

それから、1路線だけ農道を今回舗装してございます。これについては、ここに断面

図だけを出しておりますけれども、後でご説明したいと思います。

それから、水田の乾田化を図る仕組みですが、その下の左側に暗渠排水というのがございます。これは、その右側に書いているんですが、断面をごらんになっていただければわかるんですが、70cmから90cmの深さに吸水渠と呼ばれます50mm前後のポリエチレン管で穴をあけたものを入れまして、その周辺に粗砂を入れまして、地下水を呼び込むというような形のを埋設していくという工事になります。

どういう工事かというのを写真にご説明したのが8ページ以降でございますので、こちらをごらんになっていただきたいんですが、用水路は道路のわきの土の部分にコンクリート水路を入れる形になります。

それから、排水路は、両側は水田ですけれども、同じように土水路の部分にコンクリートの製品を入れるという形になります。

それから、次の9ページですが、これは1路線ですけれども、農道、砂利道であった道路をアスファルト舗装しております。

それから、区画整理というのが3.1haございます。

これは一部沢側の小さい取り込みがありましたので、その分の3.1haをこのような形で整備をしたという形になっております。

また、1ページに戻っていただきたいんですが、事業内容は、今言ったような形で、用排水路が82,000m余になります。

農道が1路線で746m、暗渠排水工が20ha、区画整理工が3.1haということで、全体的な受益の面積は338.3haということで、この土地改良総合整備事業といいますのは、用水路は用水路、排水路は排水路で、特定の受益者の参加をそれぞれのメニューであわせてとるものですから、受益がそれぞれ異なります。

それで、現在の状況なのですが、事業進捗としましては、6年度に採択をされまして、当初10年に完成予定でございましたけれども、現在、見直しをかけた18年度に完成をしたいというふうに考えております。

全体事業費としましては25.4億円ということで、それが現在は25.8億ということで、4,000万の微増になっております。

平成14年までの事業費としましては16.8億、残り事業費が9億円という形で、全体進捗率が65.2%ということになっております。

内容としましては、用水路工が77%、排水路工が47%、それから農道、区画整理については完了し、暗渠排水工がこれからというような形になっております。

2ページをお開き願いたいんですが、この遅れの原因というか、要因でございますが、ご承知のとおり、かなり財政的に厳しいという中で、農業の関係の生産基盤整備は、うちの県では、ほ場整備を非常に多くやっております。

ほ場整備の場合は、最近のほ場整備というのは、担い手に農地を集積するというところで、ハードとソフト事業を加えて一体的に一気に担い手農家を育成しようという形でやっているものですから、重要性といたしておかしいんですが、そういった効果発現の高いものにウエートを占めようということから、ここ数年来、事業費を抑えてきた経緯がございます。

そういう形で、ほ場整備に傾斜配分をやってきたということが、今回のような形になっています。

今後につきましては、早期完成を目指したいということで、4ページに今後の年次計画をお示ししております。

残っているのが用排水路工、暗渠排水工等が主でございますけれども、15年の現在の予算規模が2億1,000万ですので、今後、これをベースに、16、17、18年

とあわせて向こう4年かけまして残事業費をクリアしていきたいというふうに考えております。

それから、3ページでございます。

コスト縮減に関しましては、ほ場整備もそうですけれども、あらゆる手だてでやっております。

特に、今回のような、コンクリートの2次製品を並べるという水路ですから、ベンチフリームとか排水フリームなどの長物を、2mのものを4mにするということは1回手間が省けますので、そういった工事の仕方を考えて、それから、装工するコンクリートの水路を入れる断面を、複断面ということで、大きな水は上の土水路でも賄うことにしておりますので、日常的な排水の分についてはもっと小さい断面にしましょうということで、コンクリートの製品をワンランクあるいはツーランクぐらい小さ目に入れていきます。

それから、全体事業費の見直しにつきましては、地区の周辺が県道並びに町道になっておるものですから、町道改修とあわせまして町の方にやっていただいている経緯があります。

それから、費用対効果につきましては、ここの地区は、投資効率が、丸の6番にお示しした1.01ということで、今までの公共事業の中では非常に小さいということでご指摘はなっているんですが、こういう形で出させていただいております。

前回の分科会のご指摘の案件ですが、いろいろご意見をいただきました。

その中で、効果を発現するお金の算出の中に助成金が入っているんじゃないかというご指摘がございます。

これにつきましては、確かに転作奨励金というものを含めております。

転作奨励金には、とも補償という、農家が拠出するものと政府が出すものを合わせて助成をする仕組みがあります。

それから、それに上乘せの形で、例えば、団地の加算、あるいは担い手農家の経営面積の大きさといったもので加算する制度がございますけれども、今回、私どもがここに計上しているのはとも補償という形で、農家の拠出をしている部分に当たる分を出しております。

それから、もう一つの大きな状況としましては、米政策改革大綱に基づきまして、来年度から種々政策が見直しされるという中で、今後とも転作の奨励金という制度があるものかと、もしそれがなかりせば、こういった効果の発現の仕方も問題があるんじゃないのというご指摘ございました。

これについては、まさしくそのとおりでございますので、どういうふうな形でやっていくべきなのか、国の方の動向を見守りながら、注視しながらやっていきたいと思っております。

それから、経済効果の算出の項目の点につきましては、非常にわかりにくいというご指摘を受けております。

これにつきましても、私どもの説明の仕方にも一般的に解釈しにくいものがございますので、次回まで宿題として預けていただきたいと思います。以上です。

森杉部会長 転作奨励金についても、今のお話では理解できなかったものですから、次回にもう少しご説明いただけますか。

どこで便益しているのかということもご説明いただくと了解するのではないかと思いますから。

どうぞ、ご質問、どうせ全部できないと思っていますから、あきらめていますから、

行きましょう、どんどん質問してください。

徳永委員 単純な質問ですけれども、全体面積を教えてくださいませんか。

農地整備課 受益面積としましては、338.3haという数値を出しています。

森杉部会長 ですけれども、この事業は、効果は1.01ということになっていますけれども、追加投資としてはもはや非常に少ない金額になっているんですね。

農地整備課 そうです。

森杉部会長 その追加投資によって、恐らく大きな便益が出るという可能性があるんじゃないかと思うんですね。

そういう意味において、継続というものを裏づける資料として、追加投資に対して追加の便益がどんなふうにあるかということ、参考資料としてでもいいですが、計算していただきますと、一つの元気づけるようなことになるんじゃないかと僕は思うんですけれどもね。

農地整備課 わかりました。

森杉部会長 特に、農業の生産性の向上というのは、どこでもかしこでもできるとは思いませんけれども、重点的にですね、農業の生産性の向上というのはすごく重要な国策の一環なのではないかと僕は思っております。

両角委員 1反歩あたりの農家の負担金はどのくらいになるか、後でも結構ですから。

農地整備課 これも次回ということによろしいでしょうか、はい。

森杉部会長 よろしゅうございますか、ありがとうございました。

それでは、この件は終わります。

この段階で、これはちょっとご相談です。

今からあと4件やりますと1時間半かかります。1件20分はどうしてもかかるんですね。

一たん、この辺で終わりにしまして、改めてご説明の時間をとっていただいたらどうかと思いますが、いかがですか、皆さん。

行政評価室長 できれば4件続けて説明させていただきまして、それでもって、何か質問とかなにかについては、事務局の方にお寄せいただきまして、その質問について次回に回答させていただくということで、というのは、今、待機しておりまして、できれば続けてさせていただきたいということなんです。

森杉部会長 無理でしたね、これは反省事項ですね、せっかくですから、そういうことですからご説明をいただきましょうか。

どのぐらいで終わりますかね、一つ5分程度で終わらせいただく以外に手はないんですけれどもね、申しわけありませんが。

道路建設課長 道路建設課でございます。

国道108号の花淵山バイパスにつきましてでございます。

前回の部会での質問概要につきましては、28番のところにありまして、このバイパスと申しますのは、秋田に抜ける108号現道でございますが、これが鳴子ダム左岸筋を通過してございまして、それが地すべり地形の中を通過しているということで、それを避けて対岸に新たなバイパスをつくるという工事でございます。

一番の課題になりましたのは、B/Cが1.16ということで、委員からのご指摘を受けましたのは、従前型のB/Cの取り方ではなくて、がけ崩れ等があった場合の交通止めによる損失、それから、今、現道には右折レーンがとれていない状況の中に入っていているものですから、新しいバイパスのところになりますと、もともと新庄の方に抜ける国道47号の方にも右折レーンがとれるのではないかと、そうすると、渋滞解消の便益も生まれるのではないかとというようなことをご指摘を受けたところでございます。

それを受けまして、私どもが計算してまいりましたのが、参考資料の2の1ページから7ページということでございまして、交通止めをするような大きながけ崩れがあったのは、まず1ページに、昭和32年の地すべりの状況を載せてございます。

それで、具体的にどういった状況があったのかと申しますのは、3ページの一番下のところにまとめておりますが、昭和32年、これは鳴子ダムができてからの話でございますが、それから本年度まで、46年間に96日間という交通止めを余儀なくされているということでございまして、これを年平均に直しますと、2.1日くらいの交通止めがなされておりますよということでございます。

まず、こういった交通止めによる便益を計算しますと、秋田県の方から来る交通量、それから県内の鬼首とを往復する交通量、それぞれ現地についてから引き返すという格好ではなくて、秋田の人は既にそういったニュースがあるだろうということで、即、秋田県から、国道13号線と申しますか、日本海側の本通りを通過して新庄経由で古川の方に向かうといったような計算をまいりまして、これは年間2.0日で丸めてございますが、約3.3億円ほどの便益が発生いたします。

それから、現地におきまして右折レーンがとれていないということでの渋滞の便益を計算いたしますと、実際に現地で測定してまいりましたが、春とか、いわゆる観光シーズンにおける渋滞状況というのは、10kmにも及ぶような渋滞が発生しているわけでございますけれども、現地の平時における状況をということで最近調査してまいりましたが、それによりますと、渋滞しているのは1.5km区間に信号機が三つほどある区間でございまして、信号機と調子よく通行しますと時速大体45km/hぐらいで行けると、それに対して信号どまりにぶつかりますと35km/hくらいだということで、現況と将来の関係を、信号機1回程度、これは実際、30秒、1.5km/hで30秒くらいの話でございますが、これに現在の交通量を勘案しまして、30秒の365日で考えますと、渋滞便益が2億5,000万ほど出てくるということでございます。

それによりますと、参考資料の7ページにありますとおり、B/Cが1.55倍という変化が見られたというデータでございます。

それから、ご意見として、将来の交通量の問題の中でお話をいただいたのは、ちょうど県境のところに新しいトンネルを掘ってまして、ここで書いております「エコロード開通前と開通後の状況はどうか。」というのは、先ほど資料をお渡ししましたが、開通前の平成6年度と開通後の平成9年度との12時間交通での差を見ますと、一挙に3割程度から倍近くまで交通量が伸びたというような実績を持っているということで、将来的には、このバイパスが開通することによって、現在予想している交通量が、幾分、増

えるのではないかと、そういったふうな感触を持った次第ということでございます。

以上が、前回の宿題に対する回答でございます。

続きまして、再評価事業番号の36番、出島線の道路改良事業でございます。

これにつきましては、いろんな質問がございましたが、出島の状況について、統計資料等を提出してほしいということがございました。

これも、離島でございますが、極めて交通量が少ない状況の中でB/Cを出しておりますので、いろんなことを盛り込んだとしても0.4程度で、1をはるかに下回っているという状況がございました。

それで、参考資料の出島編、1ページに出島の現状ということで資料を提出させていただいておりますが、ここに文章としてる書いているところでございますが、次ページからグラフでそれを提示してございます。

人口及び世帯数の動向は、女川町も減少傾向でございますが、それに輪をといえますか、はるかにそれ以上に人口減少が見られている状況であるということでございます。それから、65歳以上の高齢化人口の話については、どんどん上がっていて、平成15年には36%になっているという状況でございます。

それから、2ページの一番下は出島の児童・生徒数の推移ということで、一つトピックス的に見えるのは、保育幼児数というのが、ここ数年、12年以降、10人程度から15人程度に上がっているということが一つのニュースとして見られるという状況でございます。

それから、3ページは、観光客の推移でございますが、女川町に来ている観光客、その中で出島に来ている観光客というような分類の中でグラフ化をしてございまして、例えば、出島につきましては、現在、日帰り客が年間1万1,000人程度、その中で宿泊されているお客さんが1,400人とか、1,000人オーダーです。

一時は、平成3年から6年くらいにつきましては、大体五、六千人いたわけでございますが、最近はかなり減っている状況でございます。

それから、4ページ目が漁船の推移で、これは大体400隻程度で推移していると、ほぼ横並びであるということでございます。

一方、水揚げと申しますか、陸揚げ量の推移につきましては、最近、伸びているという状況が見て取れます。

それから、環境影響調査についてのご質問もございましたが、環境影響調査については、過去にやっておりますが、この中で、まず植物については、「出島のタブノ木林」というのがあって、これは、どちらかというと南方系と申しますか、西日本の照葉樹林に属する木がございまして、しかしながら、道路の計画の中にはこういったものはないということでございます。

それから、動物に関しましては、無人島の江ノ島についてはウミネコの話とかウトウが出ておりますが、出島についてはそれらは確認されていないという状況でございます。

それから、生態系につきましては、ここに書いてありますとおり、普通のタヌキですとかイタチ等が生息しているわけでございますが、工事の中ではそれらの遮断をする可能性がございますので、排水管等の管渠には90cmという口径を用いて、横断可能なように配慮しているというような状況でございます。

それから、景観等につきましては、緑化に努めて、可能な限り影響を最小限に食い止めていきたいと、このように考えてございます。

それから、水質等については、いずれも定量限界を下回っている状況でございますが、極めてきれいな海域をつくっているところでございます。

なおかつ、工事期間中には濁水のおそれもございまして、工事には、シートを張っ

たりといったことで、極力、新たな濁水を海に出さないように配慮していきたいと、そんなふうに思っています。

それから、騒音・振動に関しては、測定した結果でもありますが、規制の基準を下回ることが予想されています。

それから、6ページにまいりまして、B/Cが低い中でコスト縮減を図らなければならないわけですが、そういった中では、例えば、歩道を無くすとか、それから道路の縦断勾配をいろいろ変えてやって土工量を少なくするという方策が一番わかりやすい話でございますが、いずれ半分まで、最小限の歩道を2.5mで片側で計画しているわけですが、それを片一方の部落まではつけないというわけにはいかんだろうという観点が一つございます。

それから、3種4級という、地方部の、我々の県道では最低規格のものを用いておりまして、縦断勾配も6%と、その中でも万やむを得ない場合の特例を使用してやっているような状況ですので、それもなかなかいじれないというジレンマの中にございます。

今後とも、再生利用材、そういったものを使いながら、コスト縮減には努力してまいりたいと考えてございます。

それから、出島の情報通信網についてのご質問がございました。

それで、出島につきましては、電話回線のほかに、ISDNといいますか、高速情報通信網、インターネットができるといったこととして、携帯電話も通信可能という、こういったふうな状況になっている次第であります。

それから、当初に出てまいりました県民の意見としまして、審議におきましては、離島という特殊な環境を十分配慮されたいというご意見がございました。

それにつきまして、私どもの回答は、次にございますとおり、現在の工程については、平成24年完成を目標にやっておりますが、そのめどがついた状況の中で、本土とこの島は最短距離のところまで300mという距離でございますが、ここに橋をかける方策についても、事業手法等を考えながら検討してまいります。

それから、計画している道路幅員をもっといじめるというのはちょっと難しいということをお返してまいりたいと、そんなふうに考えてございます。

以上でございます。

都市計画課長

都市計画課です。

38番のJR仙石線多賀城地区 連続立体交差事業についてご説明申し上げます。

まず初めに、資料の6ページをお開き願いたいと思います。

ここに平面図をご用意をしておりますけれども、赤の引き出し線を表示している区間の事業でございます。事業目的としまして、多賀城市の中心市街地を分断していますJR仙石線多賀城駅付近延長1.78キロメートル区間を高架化することにより、4カ所の踏切を除去し、道路の円滑化を図るものであります。

次の7ページをお開き願いたいと思います。

平面図、縦横断図を載せてございますけれども、縦断図を見ていただきますと、先ほど申し上げました4カ所の踏切と申しますのは、左から、すなわち、仙台市側ですけれども、都市計画道路舟橋志引線、同じく留ヶ谷八幡沖線、同じく多賀城駅沖ノ石線並びに市道大土手線の4カ所でありまして、将来、都市計画道路高崎大代線及び多賀城駅前線が新たに立体交差になるものであります。

9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。

4カ所の踏切の渋滞状況及び土地区画整理事業の進捗状況の写真を載せております。特に、志引・東田中・留ヶ谷踏切については、参考資料にもありますように、7時台、

8時台の通勤時間帯には遮断時間が1時間の半分、約22分から29分遮断され、渋滞を助長しております。

写真でも渋滞状況がわかるかと思えます。

すみません、1ページに戻っていただきたいと思えます。

事業目的ですが、先ほど述べましたように、これによりまして、土地利用の価値が高まることや、今まで駅の南北で分断されていた地域が結びつくなど、市域相互の関連が強くなりまして、市街地の一体化が図れるものであります。また、地元多賀城市では、この連続立体交差事業に合わせまして平成11年より土地区画整理事業を行っております。駅を中心に商業の活性化を図るなど、秩序ある発展と均衡のとれた都市部形成を図ることとしております。

事業内容、費用負担の内訳等は、ここに記載のとおりであります。

事業の進捗状況でありますけれども、事業の採択年度は平成11年度で、用地買収、工事着手年度をそれぞれ16年、17年度に予定しております。完成年度を平成23年度にしております。今年、平成15年度中に事業認可、JRとの施行協定締結を予定しております。翌年度以降に用地買収、工事に着手する予定であります。

2ページをごらんいただきたいと思えます。

ここに書いてあるとおりですけれども、特に、事業をめぐる社会情勢の変化の中で、平成12年にTMO「まち・みらい多賀城」が設立され、空き店舗対策を実施し、駅周辺の活性化のため、区画整理事業と連続立体交差事業への期待がますます高まっているところであります。

また、区画整理事業の権利者が連続立体交差事業に整合するまちづくりを目指す団体としまして、「多賀城駅周辺まちづくり協議会」を設立し、活動中であり、事業の早期着工、実施を強く要望しているところであります。

それでは、前回、分科会を行いまして、そのときの結果をご報告いたします。

委員の皆さんからいろいろ意見が出されましたけれども、代表的なことを申し上げますと、まず1点目は、「区画整理事業との関係は」という質問に対して、区画整理事業で工事用の仮設用地を生み出しております。

それから、「一緒に事業を進めることにより工夫ができるのではないか」という質問に対して、鉄道の側道を設け、緩衝帯としての効果を持たせているというふうに答えています。

また、「事業費132億円は安いのではないか」ということに対して、連立事業としては施工延長が短いこと、それから、JRも事業費にはシビアであり、事業費が増えることはないと思うということで答えています。

また、「JRのメリットは」という質問に対して、5%の負担で駅舎を含めて新しい施設になる。高架下の利用、それから踏切がなくなることなどのメリットもあるということでございます。

それから、「駅前の空き店舗についての状況はどうか」ということでございますけれども、駅前に長崎屋というショッピングセンターがあったんですが、その長崎屋が平成14年に閉店したんですけれども、TMOが設立され活性化に取り組んでいるというふうに答えています。

また、「なぜ早く事業ができなかったのか」という質問に対して、当初は20haの区画整理事業の計画でありましたけれども、反対者が多く、駅周辺の8.1haに変更をいたしました。

平成6年9月22日の水害で駅が水没し仙石線が止まったこと。それから、下水道整備を一緒に行うことで同意が得られたということで答えています。

そういう審議をいただきまして、詳細審議の候補の選定では、選定しないということであり、対応方針（案）の適否については、適ということでした。

重点評価実施基準では進捗率のおくれがダブルカウントになっている、乖離率は業種ごとに実際の工程に合うよう修正すべきであるという附帯意見をいただいております。

以上でございます。

公園緑地室長 加瀬沼公園につきましてご説明いたします。

事業概要等につきましては、再評価調査の方を参照していただきたいと思っております。

参考資料の3、追加資料として提出しております点につきましてご説明いたします。

まず、一番目としまして、基本コンセプトについてでございますけれども、5地区に分けて整備を進めておりまして、このうち、E地区につきましては施設集積エリアとして整備を進めまして、現在供用中でございます。

それから、主体的に整備を進める部分としまして、BからC地区を予定しているわけですが、この地区につきましては、緑地環境保全エリアとしまして、現在の自然を可能な限り保全し、都市空間に残された良好な自然環境及び自然生態と触れ合える場として整備を進めると、そういったエリアにしてございます。

それから、次、2番目に移りまして、E地区の利用状況についてでございますけれども、E地区につきましては、平成13年4月1日に全面供用開始しておりまして、春の桜、秋の芋煮会などで賑わっておりまして、平成14年度は156,700人の方々に利用いただいているところでございます。

下に月別の来園者の状況をグラフで示しております。それから、平成14年にアンケート調査を行っておりまして、来園者の所在地について調査した結果を下のグラフにあらわしているところでございます。

2ページにつきましては、野球場、サッカー場の利用状況についてグラフを示しております。

平成14年度の野球場の利用者につきましては6,818人でございます。

サッカー場につきましては6,004人となっております。

次に、加瀬沼の水質でございますけれども、加瀬沼の水質につきましては、県環境対策課がCODについて調査を行っております。56年度から平成3年度までは年平均値3mgという程度でございますけれども、平成4年度以降の10年間の平均値は7.8mgということで、きれいな状態ではないという状況になってございます。

この加瀬沼につきましては、常時流入している沢はございません。主に雨水の流入が水源となっているといった状況になってございます。

それから、用地買収についてということですが、これにつきましては、借地で行えないのか、借地ではだめなのかという質問がございまして、それに対する回答でございます。

都市公園の権原につきましては、分科会におきましては、所有権が必要というふうに回答申し上げましたところでございますけれども、地上権、それから賃借権など、所有者の同意に基づくものでも差し支えないというふうになってございます。

しかしながら、底地が民地の場合につきましては、一般的には無償借地はあり得ず、賃借料が発生するということになることから、永続使用することを考えますと、底地を買収した方が有利であるというふうに考えているところでございます。

その事例としまして、4ページにその状況についてのお示ししているところでございます。

それから、5の今後の整備方針についてでございますけれども、特にBからC地区に

かけての整備状況についてでございます。

これにつきましては、資料の一番最後のページに、現在見直し作業を進めているわけですけれども、その素案についてお示ししておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

今後整備を予定しているBからC地区につきましては、加瀬沼公園の自然豊かな機能を有するエリアとして保全、管理する必要な区域であると考えております。

そういったことから、現存している山道の有効利用し、現在の加瀬沼周辺の自然環境の大幅な改変は避けながら、自然に親しみ利用できるよう整備をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、5ページに地区ごとに分割しました費用対効果を載せておりますので、参照してください。これにつきましてはの便益につきましては、面積比で算定してございます。

それから、整備区域の現況写真等を載せておりますので、これもあわせて参照していただければと思います。以上でございます。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。

ご説明だけいただくということなのですが、せっかくですので、どうぞ、5分でも10分でも、特にご指摘しておきたい点、それから、次回までで結構ですが、特にこの点についての資料等あるいは説明等がございましたら、ぜひ。

徳永委員 最後の加瀬沼なのですが、平成4年から急激に水質が悪化したというのは、何か要因があるのかどうか、そこら辺は把握されていますでしょうかね。

公園緑地室長 どのような原因によりましてこのように悪化したかということについては、把握はしておりません。

市街地開発とか、野鳥、白鳥等が来ておりまして、それに対する餌つけとか、ふんとか、そういったものが一因ではないかなというように考えられますけれども、どのような原因なのかということにつきましては、把握はしておりません。

加藤委員 今に関連しまして、加瀬沼の水質関係については、自然保護課かどこかで委員会をつくってやられていると思うんですが、もう終わったのかもしれないけれども、その辺のデータみたいなのは入っているんでしょうか。

公園緑地室長 それについては、入っておりません。

加藤委員 気になったのは、先ほどのご説明の中で、ここは水の流入は雨水のみと。

公園緑地室長 沢は何筋があるわけですけれども、小さい沢はありますけれども、実際に水の流れというものはないようでございます。

常時水が流れてくるという状況ではございません。

加藤委員 自然保護課の方で、量は小さいんですが、流入水量も調査していると思いますので、多分。

公園緑地室長 確認させていただきます。

森 杉 部 会 長 委員の方々には、きょうのご説明では全然理解できないということもあろうかと思
います。

まことに恐れ入りますが、後ほどまたざっと目を通していただきまして、ご質問等がご
ざいましたら、事務局の方にどんどんお願いしてください。

事務局で対応してくれると思いますので。

疲れましたからそろそろよろしいですかね。よろしいですか。

はい。では、大変長時間にわたりましてご説明いただきまして、ありがとうございます
した。

それから、委員の先生方には、これだけ長い試験は最近では学生に対してもやらなくな
りましたけれども、そういうことになりまして、申しわけございません。

しかし、現地視察も今月末に控えておりますので、きょうのお話を念頭に置いて見て
いただくと、そこでも意見が出てくると思いますが、対応できると思いますので、ぜひ
積極的にご意見をいただきたいと、こんなふうに思っています。

それでは、以上をもちまして終わってよろしゅうございますか。

事 務 局 事務局から連絡させていただきます。

資料4として、現地調査(案)についてでございます。

これと同じ内容のものをお手元の封筒の中に入れておりますが、現地調査の日程とご
案内の書類をお入れいたしました。

7月30日に県北方面、31日に県南方面を予定しております。

それで、日程の都合上、詳細審議事業に選定されております大川と筒砂子ダムと出島
バイパスについては、非常に申しわけないんですが、現地調査の方は省略させていただ
きたいと思っております。

詳細審議の中で写真等をできるだけ準備してご説明させていただくようにいたしたい
と思っております。

資料4の一番最後に1枚、今後の部会開催日程ということで提示しております。

先日来、日程の調整をさせていただきまして、それで、次回以降の部会予定というこ
とで決定させていただきました。

第3回が9月4日の午前中でございます。

第4回が次の日になりますが、9月5日の午前中でございます。

第5回としまして10月15日、これは午後1時半からを予定しております。

以上です。よろしく願いいたします。

森 杉 部 会 長 ということでございますので、ただいま手帳に控えていただきますようお願いいたし
ます。

司 会 それでは、以上をもちまして、平成15年度第2回宮城県行政評価委員会公共事業評
価部会を終了いたします。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名委員 沼 倉 雅 枝 印

議事録署名委員 両 角 和 夫 印